

平成29年第2回定例会会議録

| | | | | |
|--------------------------------|---------------------------|-------------|-------------------|-------------|
| 招 集 年 月 日 | 平成29年3月9日(木曜日) | | | |
| 招 集 場 所 | 伊江村議会議事堂 | | | |
| 開 議 | 3月10日 10時00分 島袋義範議長宣言 | | | |
| 散 会 | 3月10日 17時12分 島袋義範議長宣言 | | | |
| 出 席 議 員 (応 招 議 員) | 1 | 島 袋 義 範 議 員 | 7 | 渡久地 政 雄 議 員 |
| | 2 | 島 袋 勉 議 員 | 8 | 亀 里 敏 郎 議 員 |
| | 3 | 山 城 善 彦 議 員 | 9 | 知 念 一 邦 議 員 |
| | 5 | 内 間 広 樹 議 員 | 10 | 名 嘉 實 議 員 |
| | | | 11 | 内 田 竹 保 議 員 |
| 欠 席 議 員 | | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 島袋裕次君 主 査 知念一史君 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 村 長 | 島 袋 秀 幸 君 | 副 村 長 | 名 城 政 英 君 |
| | 教 育 長 | 宮 里 徳 成 君 | 総 務 課 長 | 内 間 常 喜 君 |
| | 政策調整室長 | 宮 城 弘 和 君 | 建 設 課 長 | 金 城 和 廣 君 |
| | 教育行政課長 | 東 江 民 雄 君 | 農 林 水 産 課 長 | 知 念 吉 久 君 |
| | 会 計 管 理 者 | 宮 里 政 喜 君 | 福 祉 課 長 | 亀 里 裕 治 君 |
| | 公 営 企 業 課 長 | 西 江 正 君 | 住 民 課 長 | 西 江 忍 君 |
| | 商 工 観 光 課 長 | 万 寿 祥 久 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 島 袋 英 樹 君 |
| | 医 療 保 健 課 長 | 大 城 強 君 | 総 務 課 主 査 | 古 堅 裕 喜 君 |
| 総務課長補佐 | 山 城 直 也 君 | | | |
| 議事日程及び会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | |

平成29年第2回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成29年3月10日（金）午前10時00分 開 議

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|-----|--------|---|
| 第1 | 報告第1号 | 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について |
| 第2 | 報告第2号 | 西崎漁港整備工事の専決処分の報告について |
| 第3 | 報告第3号 | ミースィ公園整備工事の専決処分の報告について |
| 第4 | 議案第15号 | 伊江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 議案第16号 | 伊江村職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第6 | 議案第17号 | 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7 | 議案第18号 | 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第8 | 議案第19号 | 伊江村人工透析医療受療者の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9 | 議案第20号 | 伊江村要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について |
| 第10 | 議案第21号 | 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第11 | 議案第22号 | 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第12 | 議案第23号 | 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第13 | 議案第24号 | 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第14 | 議案第25号 | 伊江村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 第15 | 議案第26号 | 伊江村体験交流施設の指定管理者の指定について |
| 第16 | 議案第27号 | 村営西部西地区土地改良事業の施行について |
| 第17 | 議案第28号 | 村営東江上第2地区土地改良事業の施行について |
| 第18 | 議案第10号 | 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第5号） |
| 第19 | 議案第11号 | 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号） |

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|-----|--------|-------------------------------|
| 第20 | 議案第12号 | 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 第21 | 議案第13号 | 平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 第22 | 議案第14号 | 平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第3号） |

○ 議長 島袋義範君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 報告第1号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題とします。

提案者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第1号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告をするものでございます。平成29年2月23日に開催された同公社の第133回理事会において承認をされました。平成29年度事業計画を提出しておりますので、以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第1号は終わりました。

日程第2 報告第2号 西崎漁港整備工事の専決処分の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第2号 西崎漁港整備工事の専決処分の報告について、報告の説明を申し上げます。

専決処分書をお開きください。専決処分事項、1. 契約の目的 西崎漁港整備工事。2. 契約の金額 (イ) 変更前の請負金額8,812万8,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額652万8,000円)、(ロ) 変更による増額契約額104万7,600円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7万7,600円)、(ハ) 変更後の請負代金額8,917万5,600円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額660万5,600円)、3. 契約の相手方 伊江村字東江前460番地の1、有限会社 仲宗根組、代表取締役 仲宗根清仁と契約をしております。

なお今回の変更の理由につきましては、浮き桟橋設置工事における4本の交換杭の打ち込み作業で、当初予定をしていなかった汚濁防止膜の設置が必要になったための改定増の契約となっております。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第2号は終わりました。

日程第3 報告第3号 ミースイ公園整備工事の専決処分の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第3号 ミースイ公園整備工事の専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

専決処分書をお開きください。専決処分事項、1. 契約の目的 ミースイ公園整備工事。2. 契約の金額 (イ) 変更前の請負金額9,620万6,400円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額712万6,400円)、(ロ) 変更による増額契約額173万8,800円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額12万8,800円)、(ハ) 変更後の請負代金額9,794万5,200円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額725万5,200円)、3. 契約の相手方 伊江村字西江前151の2、有限会社 丸山組、代表取締役 山城良幸と契約をいたしております。

なお今回の工事の変更内容につきましては、遊具周辺の造成及び張り芝工に追加整備が必要になったための工事の増額となっております。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第3号は終わりました。

日程第4 議案第15号 伊江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第15号 伊江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の一部改正は、地方公務員法、地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるというのが提案理由でございます。

以下、今回の改正の趣旨並びに新旧対照表でもっての説明を、総務課長からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは御説明申し上げます。

まず今回の改正の趣旨についてでございますが、公務員制度改革の一環といたしまして、人事評価制度と退職管理の制度が導入されたことに続き、地方公務員についても同様な制度の導入を図るものでございます。これに伴い人事行政の運営状況についての報告事項を定めた地方公務員法第58条の2第1項が改正され、人事評価及び退職管理が追加されるとともに、勤務成績の評定が削られることとなりました。

それでは新旧対照表で御説明を申し上げます。第3条1号中「任用」を「任免」に改め、同条8号中「がある」を削り、同号を同条第11号とし、同条第7号を同条第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に、次の1号を加えます。

8号職員の退職管理の状況。第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。5号職員の休業に関する状況。第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。2号職員の人事評価の状況。

附則で、この条例は、公布の日から施行する。としてございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます、議員皆様の御質問にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第15号 伊江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号 伊江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 伊江村職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第16号 伊江村職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

今回の一部改正は、地方公務員法の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、伊江村職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する必要がある。というのが提案理由でございます。

なお、お手元に議案第16号の資料を配付してございますので、それについての今回の改正のポイント並びに新旧対照表による説明を総務課長が行いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは御説明申し上げます。

まず議員皆様のお手元に資料、右上に資料と明記した1枚紙A4があると思いますので、これと新旧対照表をもとに御説明申し上げたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回の改正は、平成28年12月2日、地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、育児休業と育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。この法律は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため、民間や国家公務員と同様に、地方公務員についても、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大等が制度化されたものでございます。そこでこの法律の施行に伴い、関係条例となる伊江村職員の勤務時間に関する条例、伊江村職員の休日及び休暇に関する条例、伊江村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例案の提出となっております。

それでは新旧対照表とお配りしました資料をもとに、御説明を申し上げます。

第1条は、伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部改正です。第4条の4第1項及び第2項、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務については、育児休業等に係る子の範囲の拡大を規定しており、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等が追加され、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も、育児休業等の対象とするものです。第3項は委任規定で、新設されたものでございます。

第2条、伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。第3条の3介護休暇では、介護休暇の分割取得を規定し、これまで連続する6カ月の期間内で、連続または断続してしか取得できなかった介護休暇を通算して6カ月の期間内で、3回以下に分割して取得を可能とするものでございます。

第3条の4、介護時間につきましては、新設でございます。連続する3年の期間において、介護のため1日つき2時間以内で勤務しないことができるとするものでございます。第3条は、伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第2条の2育児休業法第2条第1項の条例で定めるもの。第3条再度の育児休業をすることができる特別な事情。

第11条育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して、1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別な事情においても、第1条同様育児休業等に係る子の範囲拡大についてを規定しております。

す。第19条部分休業の承認については、部分休業と育児時間を併用する場合は、1日つき2時間の範囲で認めるものとするものでございます。

なお附則で、この条例は平成29年4月1日から施行するとしてございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます、議員皆様の御質問にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

休暇期間中の収入はどういうふう to 保障されますか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

介護時間につきましては、条例の規定にかかわらずこの勤務時間1時間につき、給与を減額するというふうになってございます。済みません。調べてから御説明いたします。

先ほどの御質問にお答えいたします。部分休業につきましては、給与が減額されますが、育児時間につきましては、特別休暇であり有給となるというふうになってございます。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第16号 伊江村職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号 伊江村職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第17号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

経済社会情勢の変化に伴い宿泊料助成額を拡充し、安心して出産待機に備える環境を整備する必要があるため、本条例を提案するものでございます。それでは新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第3条中、アンダーラインを引いていますが、「母子健康保健手帳」を「親子健康手帳」に改め、同条ただし書き中、「ただし、」の次に「村長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。また、」を加え、付き添いのところにはアンダーラインはないんですが、「付き添い」の「き」の字を削るということ

でございます。

第4条第1項中、「次の（1）号に掲げる書類」を「は、親子健康手帳の写し」に改め、同項、各号を削るということでございます。

第6条の2号を削りまして、第6条を助成金の額は、宿泊施設等に宿泊した場合、1泊あたり一律5,500円とし、5日間を限度とする。というふうに改めたいと思います。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行したいと考えております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

第6条について、お伺いします。1泊につき4,600円を5,500円とすることについてはいいことだと思いますが、ただし書きのほう削られて、5日間の限度とするということ切られて、特別な事情があっても、5日間で切られるということになるんですか。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時22分)

再開します。

(再開時刻10時22分)

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

少しですね。この文言を第6条の2号を削って、第6条の第1号を文言整理する段階で、ただし書きを抜かしたんだろうというふうに今、訂正をして、おわびを申し上げたいと思います。ここにただし書きを追加を、第6条第1項に、ただし5日を限度とする、ただし村長が特別な事情があると認めるときは、この限りではないという文言の追加をして、訂正をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、この場で第6条については、追加をしたいということで、御理解を御承認いただければということで、お願いを申し上げたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時24分)

再開します。

(再開時刻10時24分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第17号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第18号 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

経済、社会情勢の変化に伴い、宿泊料助成額を拡充し安心して未熟児の養育ができる環境を整備する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

新旧対照表を開けていただきまして、第7条の助成金額決定及び支給についての、助成金の額は1泊につき4,600円を、一律5,500円とすると改めたいと思います。

この条例は、平成29年4月1日から施行していきたいと考えておりますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号 伊江村人工透析医療受療者の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第19号 伊江村人工透析医療受療者の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例も宿泊料助成額を拡充して、安心して透析治療に専念できる環境を整備する必要があるということが、本条例の提案の提案理由でございます。

新旧対照表をあけていただきまして、第7条第2項中、こちらも宿泊料「4,600円」を「一律5,500円」に改めたいと考えております。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行していきたいと考えておりますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。以上で、提案理由の説明といたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

宿泊助成につきましては、村内でも人工透析をされておりますけれども、村外で今何名の方が透析を行っているのか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強君

今村外での人工透析を受けている方の人数についてということですが、伊江村出身、島から通っている人は、今現在はおりません。いますけど、病気と合併症とかで行っているときには、そこで人工透析を受けている方もいますけれども、基本的に伊江村のほうでの人工透析で皆さん治療を受けております。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

そうしますと、もし今後、村内に住んでいる方が、村外で透析を受けるということになった場合、村内でできなくて、そういうための条例をつくっておくということの理解でよろしいですか。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強君

一応は、村が透析施設をつくる前の助成ということで、その料金がありましたので、その料金の改正と。あとひとつ、考えられるのは、やはり行事等で村外に今住んで、治療を受けていますが、幼児等でどうしても村外に出て透析を受けなければならないとか、そういったことも含めて、考えられるということで、条例をそのまま料金の改正を行っての考えで行っております。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

内田竹保議員の御質疑の内容として、島に人工透析施設があって、島に住んでいる人は、島の透析センターで当然、透析治療を受けられるという中で、どうして村外でのこの宿泊助成のことだと思っておりますが、やはり透析治療を受けるときに、阿部先生を含め、医師のほうがその問診をするわけです、体調とか。そういう中で、ここの合併症、先ほどうちの課長からありましたが、合併症とか、この辺の部分で伊江島の人工透析センターで、治療をしたときに急変になった場合など名護の北部医師会、あるいは北部病院で透析をやってほしいという部分の期間があるわけです。そういうときに本島に出かけたときの宿泊として、この条例をずっと残しており、そういう部分で支援をしていくというような内容で、基本的には伊江島で人工透析の治療をしますが、そういう状況もありますので、そういう方について、今回の宿泊の助成金を上げて支援をしていきたいということですので、ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕
討論なしと認めます。

これから議案第19号 伊江村人工透析医療受療者の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 伊江村人工透析医療受療者の宿泊料助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号 伊江村要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第20号 伊江村要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について、提案理由を御説明させていただきます。

提案理由としまして、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要があるため、条例を提案するものでございます。

なお、説明の前に、伊江村要保護児童対策協議会につきましても、既に要項でもって設置してございますが、協議会の性質上、今回条例で制定をしていくのがふさわしいと。これは特に議員の報酬等のかかわりがありますので、条例でもって制定をしていきたいというのが、本条例を提案するものでございますので、よろしく願いをいたします。

それではページを開けていただきまして、条例の中身を説明させていただきます。

伊江村要保護児童対策地域協議会設置条例、第1条では（目的）ですが、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会として、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は（業務）についてですが、要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこととしております。

第3条では協議会の（組織）について、定めてございます。

第4条では、委員の（任期）について、定めるものでございます。

第5条では、（会長及び副会長）協議会に会長、副会長を置き、次のページをお開きいただきたいと思えます。第3項では、職務の代理について、定めるものでございます。

第6条（代表者会議）について、定めています。

第7条では、（実務者会議）ということで、年1回の会議を開催し、必要がある場合は、臨時に開催をしていきたいということを定めてございます。

第8条は、（個別支援会議）ということで定めてございますが、定数の事例に応じまして、事務局において選定した担当者により構成し、協議することと定めてございます。

第9条は、（関係機関等への協力要請）について、定めてあります。

第10条は、（秘密保持）。

次のページを開けていただきまして、第11条（報酬）では、委員の報酬及び費用弁償について、定めてございます。

第12条は（事務局）、協議会の事務局については、福祉課に置くこととしております。

第13条（その他）として、この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会

長が代表者会議に諮って別に定めるとしてあります。

附則としまして、公布の日から施行する。ものとしたと考えております。

なお、2項については、現在ある要綱、今回の条例の施行に際し、廃止をするということでございます。

以上が、本条例の提案理由、中身の説明となっておりますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻10時39分)

再開します。

(再開時刻10時43分)

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいま休憩中にございました指摘事項について、御説明と訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本条例の第4条（任期）についてですが、「委員の任期は残任期間とする。」を「委員の任期は2年間とする。」に訂正をお願いいたします。

なお第4条の2項では、「補欠の委員の任期」は、「後任の委員の任期」に訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。なお、第2項は、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。に改めたいと思っておりますので、訂正をして、おわびを申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時44分)

再開します。

(再開時刻10時46分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 伊江村要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 伊江村要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第21号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第21号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

近年、沖縄本島地域の宿泊施設における宿泊料が値上がりしており、議員、特別職の職員及び職員等が出張する際の旅費（宿泊料）を一律500円増額することとしたい。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、農業委員等に関する法律の一部改正により、新たに農地利用最適化推進委員を別表へ追加する必要があるとございますので、この条例を提出、提案するものでございます。

今回は、議員並びに特別職の職員及び職員等が出張する際の、宿泊料を一律500円増額することを提案することを主にした整備条例としており、関係する4条例の一部改正となっておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、新旧対照表について、総務課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは新旧対照表に基づきまして、御説明を申し上げます。

第1条（伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）でございます。内容といたしましては、別表第1、議長、副議長、常任委員長、議員の項、本島地域の欄中「7,000円」を「7,500円」に改めます。

続きまして、次のページ、第2条（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）です。内容といたしまして、別表第2中、村長、副村長、教育長の項、本島地域の欄中「7,000円」を「7,500円」に改めます。

続きまして、次のページをお願いします。第3条（伊江村職員等の旅費に関する条例の一部改正）です。内容といたしまして別表第1、医師の項、本島地域の欄中「7,000円」を「7,500円」に改め、同表医師以外の職員の項、本島地域の欄中「6,500円」を「7,000円」に改めます。

次のページです。第4条（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）です。内容といたしまして、別表、教育委員会の項、本島地域の欄中「7,000円」を「7,500円」に改め、同表中の農業委員会の項へ農地利用最適化推進委員を新たに追加し、同項中本島地域の欄中「7,000円」を「7,500円」に改め、同表監査委員の項、本島地域の欄及び同表、選挙管理委員会の項、本島地域の欄中「7,000円」を「7,500円」に改めます。同表中、選挙長から学校薬剤師まで項、教育委員から防災会議委員の項、救急業務取扱員、看護師の項及びその他委員の項、本島地域の欄中「6,500円」を「7,000円」に改め、同表学校医の項、本島地域の欄、同表救急業務取扱員、医師の項本島地域の欄及び同表、識見を有する委員の項、本島地域の欄中「7,000円」を「7,500円」に改める。とするものでございます。

なお、附則につきましては、本条例は、平成29年4月1日から施行する。と規定してございます。

以上、提案理由並びに改正内容についての御説明といたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

職員の職務や職責にふさわしい処遇が得られる給与体系を整備するため、行政職給料表に「6級」を新設をして、等級別基準職務表を見直す必要があるため、本条例を改正する必要があるために、本条例を提案するものでございます。

なお、改正のポイント、そして中身について、いろいろな改正の中身について、総務課長からさせていただきますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

これにつきましても、新旧対照表をもとに御説明申し上げます。

第6条第5項及び6項中「5級」を「5級以上」に改めます。

また、別表第1、第4条関係を次のように改めるものでございます。従来の行政職給料表では、5級までの職務給でございましたが、6級を新設するというものでございます。

さらに別表第3ア 行政職給料表 等級別基準職務表を次のように改める。とするものでございます。職務の級に6級を新設し、困難な業務を行う課長、議会事務局長、参事、室長、会計管理者の職務を標準的な職務としてございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行する。としてございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第23号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第23号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、所得税法等の一部を改正する法律及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行に伴い伊江村税条例の一部を改正する必要がございますので、本条例を提案するものでございます。

なお今回の改正につきましては、個人の村民税、法人の村民税に係る延滞金についての制度改正に係る規定の文言の整備、特定団体の限定的な固定資産税の非課税措置に係る規定の整備、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例に伴う規定の整備及び所得税法の改正に伴う特例適用利子、特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例を定めた改正となっております。

なお、税に関しては文言は非常に難しいために、その改正の内容、そして詳しくは文言の詳しい説明については、住民課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

それでは新旧対照表をもちまして、御説明申し上げます。

1 ページの第19条におきまして、法人の延滞金の制度改正に伴い、改正前の第19条第1項第2号、3号の下線部分について、より詳細に区分するための改正を、改正後の第5号、6号で定めております。

対照表2ページの第43条におきましては、個人の村民税に係る修正申告、更正等による税額変更の際に発生した延滞金の計算期間について、特殊な事情に限り、一定期間の日数を控除する旨の改正を行っております。

対照表の3ページから5ページにかけての第48条、第50条の改正については、個人の村民税と同じく法人の村民税に係る修正申告、更正等による税額の変更の際に発生した延滞金の計算期間について、特殊な事情に限り、一定期間の日数を控除する旨の改正を行っております。

対照表の6ページをお願いいたします。第56条の改正につきましては、独立行政法人労働者健康安全機構が設置した特定の固定資産について、非課税措置とする改正を行っております。

それに合わせまして対照表の7ページ、第59条については、文言の整備及び字句の整備を行っております。

附則といたしまして、附則の第6条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、改正しているものでございます。改正の概要といたしましては、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行っているときに、その年の分の医療費控除については、選択によりその年中に払った特定一般用医薬品等購入費用の金額から、保険金等により補填される部分の金額を除いた金額が1万2,000円を超えるときは、超える部分の金額について、8万8,000円を限度として控除するものでございます。特に特例を受ける一定の取り組みとは、納税者本人あるいは扶養の方が特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康検査、がん検診等が挙げられ、それらに係る費用についての控除を行うのではなく、それらを取り組んでいることを前提とした際の一定の医薬品等の購入について、控除を行うも

のでございます。

なお、この制度は附則により平成30年度からの村民税について、適用されることとしてございます。

新旧対照表の8ページ、第20条の2におきましては、特例適用利子等及び特例適用配当に係る個人の村民税の課税の特例について規定したものでございます。所得税法の一部を改正する法律による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律において、日本国居住者または国内法人が構成員となっている政令で指定されている外国、現在は台湾国のみでございますが、台湾において設立された団体であって、かつ日本の租税が免除となる団体を通じ、利子または配当等を得たことに対する個人の村民税については、当該団体の日本国居住者である構成員に村に対して、特例適用利子等の額、または特例配当等の額として申告する義務を課すため、新たな分離課税方式の区分が設けられるものでございます。

附則といたしまして、第20条の2において、その改正について改め、それに伴い改正前の「20条の2」を「20条の3」へ繰り下げる改正を行ってございます。

なお、施行期日につきましては、平成29年4月1日からと定めております。以上で改正内容の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

しばらく、休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時15分)

日程第13 議案第24号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第24号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、所得税法等の一部を改正する法律及び外国居住者等の所得に関する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行に伴い、伊江村税条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、先ほどの議案でもそうでしたが、今回の所得税法の改正につきましては、平成27年11月26日に、日本と台湾の間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、交流窓口間による所得に対する、租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための広域財団法人交流協会と台湾の関係機関協会との間の取り決めが締結されております。このため、取り決めに基づきまして、租税改正の中で、所得税法の一部改正がされたと

いうことで、この条例の一部の改正をする必要があるということでございます。

なお、ただいまの説明についても、後ほど住民課長から詳しく、わかりやすく説明をさせたいと思いますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

それでは新旧対照表1ページをお願いいたします。改正前の法律におきましては、日本国と台湾国との間で二重課税ということがあったようでございまして、その二重課税を回避するための措置として、先ほど副村長が申しあげました日本と台湾での租税に関する条約が結ばれておりまして、現行法では日本居住者が台湾の金融機関から利子あるいは配当所得を得ている場合には、まず台湾国内において源泉徴収をされておりました。その後また日本国内の法律で課税されている現状があったため、改正後は日本と台湾で一律10%の源泉徴収を行い、その日本と台湾の居住地において、おのおのの国内法に基づき、また課税されるというふうな新たな改正を今回、所得税法の中でやっております、それに基づく、今回の国民健康保険税条例の改正となっております。

それでは新旧対照表をもちまして、御説明申し上げます。

附則中第11項を第13項とし、第10項及び第12項とし、第9項の次に、次の2項を加えるとして、10項で先ほど申しあげました村民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含める改正を行っております。

11項では同じく村民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の総所得額及び軽減、判定に用いる額に含める改正を行っております。

似ているようですが、10項では特例適用利子の額、11項では特例適用配当等の額と定めております。

附則第12項及び13項につきましては、10項、11項を新設したために伴う項のずれを整備してございます。施行期日といたしまして、平成29年4月1日から定めたいと思います。

以上で改正内容の説明を終わります。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第25号 伊江村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第25号 伊江村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、農業委員会の委員の選出方法及び農地利用最適化推進委員の新設により、本条例を制定する必要があるため、条例を提案するものでございます。

お手元に資料でもって、農業委員及び農地利用最適化推進委員のA4の大きいものがありますが、この件について、後ほどまた詳しく農業委員会の局長から説明をさせたいと思います。

今回の法改正によって、大きく変わった点ですが、まず1点目ですけれども、これまでの農業委員は、選挙委員、選挙及び団体の推薦による選出でございましたが、公募及び推薦により募集をかけ、議会の同意を得てから村長が任命する選出方法となります。業務につきましては、これまでの同様の内容となっており、定数も現行の9人としていきたいと考えております。

2点目ですが、2点目が変わったところですが、農地利用最適化推進委員を新たに設置するものがあります。農業委員と同様に公募及び推薦により募集をかけまして、この推進につきましては、農業委員会が委嘱するということになります。任期は委嘱した日から、農業委員の任期終了までとなっており、業務の内容としましては、その推進委員の業務の内容ですが、例えば耕作放棄地の発生防止や農地の利用集積、あるいは集約化を推進させることを目的としております。そのことから、農地のパトロールがほぼ中心にその業務になるだろうと考えております。

なお、推進委員の総会への農業委員推進委員の方々が、農業委員会への総会への出席は会長が必要に応じて招集するということとなります。その推進委員については、農業委員会の総会での議決権はございません。定数は現在考えているのは、後ほど農業委員会の局長からその定数についての説明をさせたいと思っております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農業委員会事務局長 島袋英樹君。

○ 農業委員会事務局長 島 袋 英 樹 君

資料に基づいて先ほど副村長のほうから申し上げられました大まかな改正点以外につきまして、私のほうから説明させていただきます。

A3版の資料ごらんください。今回の法改正に基づきまして、新たに農業委員とまた新たに推進委員というのを設けることになりました。

この任命、委嘱に当たってのいくらか制約、制限が今回の法改正によって設けられております。まず農業委員につきましては、定数9人を予定しておりますが、これは現行通りです。今回この9人中、下のほうの任命委嘱に当たっての注意事項の欄にございますが、(2)利害関係のない者が含まなければならない。という制約がございます。これ何かといいますと、農地を持っている方ではオーケーなんですけれども、実際に農業を営まれていない方を1人、農業委員に委嘱しなければならないと。任命しなければならないということと、あと農業委員の過半数は、認定農業者を占めるということが、大きな中に制約、委嘱に当たっての注意事項ということでございます。

推進委員につきましては、委嘱にとっての大きな制約等はございません。ただし、下のほうに書いてあるんですが、農業委員と推進委員、推薦、公募する際に、両方に候補者となることで応募はできますが、ただし農業委員と推進委員の兼務、兼ねることはできないということとなっております。

あと、推進委員の定数3人ということで、今回提案しておりますが、その3人の根拠といいますのは、伊

江村の農業振興計画地域を東地区、中地区、西地区、一定度のこの伊江村農地につきましては、高度な利用というか、遊休地がほぼないような状況でございますので、中地区、東地区、西地区の3地区に分けた形で推進委員を配置したほうがベターじゃないかということで、3人ということで考えております。

あとは今後の今回、条例が可決していただきましたならば、9月30日で現行農業委員会の委員の皆さんの任期が終わります。10月1日への農業委員会の組織の中でスタートする前に当たって、規則そして要綱、募集要項等を策定いたしまして、6月ごろに1カ月間、募集期間を検討しております。その後、9月の定例議会におきまして、議会の同意を得てから村長が任命、そして10月1日からスタートすると。推進委員につきましても、6月農業委員と同じ時期に6月に今、予定しているんですが、応募期間を1カ月間設けまして、7月もしくは8月の農業委員会の総会におきまして、選考いたしまして、委嘱するという流れを考えております。以上で、御説明終わります。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案を開いていただきまして、制定条例を説明させていただきます。

伊江村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例。第1条は（趣旨）でございますが、この条例は農業委員会等に関する法律、第8条第2項に規定する農業委員会の委員の定数及び同法第18条第2項に規定する農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとするとうたっております。

第2条は（定数）ですが、農業委員会の委員の定数は9人とする。第2号で農地利用最適化推進委員の定数は3人とする。というふうに定めてございます。

第3条は（委任）ですが、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることにしたいと考えております。

附則（施行期日）この条例は平成29年4月1日から施行したいと考えております。

2（伊江村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止）についてですが、2伊江村農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区に関する条例は、廃止をする。

3（伊江村農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区に関する条例の廃止に伴う経過措置）ですが、農業委員会の委員が、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律、附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する期間は、農業委員会の選挙による委員の定数については、なお従前の例による。としたいと思います。

4（伊江村職員定数条例の一部改正）伊江村職員定数条例、第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改めたいと考えております。

以上で、条例等の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

別表のこの新体制の中の推進委員の一番下の（1）なんですけれども、委員の年齢、性別等に著しい隔たりが生じないよう配慮するということなんですけど、例えば委員の中に20代と60代を入れてはいけないということなのか。詳しく説明をお願いします。

○ 議長 島袋義範君

農業委員会事務局長 島袋英樹君。

○ 農業委員会事務局長 島袋英樹君

農業委員、推進委員、両方ですね。委員の年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮することとなっております。これにつきましては、やはり今、比較的うちの伊江村農業委員の委員の年齢バランスについては、結構40代も含めまして、各世代、いいバランスがとれた委員の年齢層かと考えておりますが、沖縄県しかり、全国的な農業委員の高齢化が進んでおまして、今回の任命するに当たって、その辺をバランスよく考慮した上で、女性も含めた形での配置、任命、委嘱するよにということの内容でございます。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

現在はこの農業委員の皆さんが各区からの1人ということで、これ選挙によってなんですが、うまい具合にバランスがとれていると思うんです。地域の皆さんも各区からの農業委員、何かあれば聞いて、農家の皆さんもそんなことがあります、これは公募及び推薦ということになっておりますけれども、公募もあるし、推薦ということですが、私は現行の各字代表ということでやってもいいのではないかと思います、今後この公募、推薦するに当たって、公募がなければ推薦になるわけですから、その辺も各区のバランスも考えながら、農業委員を決定してほしいということをお願いしたいんですが、いかがですか。今後の考え方として。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻11時34分)

再開します。

(再開時刻11時34分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

内田議員のおっしゃるとおり、現行に依りても非常にバランスよく、各区からの選挙において、代表する委員が選出をされて、一生懸命農業委員会の業務に頑張っていると思いますので、今回の法律の改正によりまして、区も推薦できる団体ということになるということですので、そういう方向性で今後、区からの推薦もいただきながら、公募も含めて優秀な適切な農業委員の任命に今後やっていきたいと思っております。議会の同意も必要ですので、また議員の皆さんの審議もぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

この推進委員の主な業務内容としてということがありますが、これは放棄地とかの貸し借りのあっせんもやるということですか。

○ 議長 島袋義範君

農業委員会事務局長 島袋英樹君。

○ 農業委員会事務局長 島袋英樹君

これまで従前どおり、農業委員会、農業委員が中心となっておりますが、貸し手、借り手の橋渡し役、その業務も農地利用最適化推進委員の皆さんに担っていただくと。より農業委員よりも、より現場近い形での業務内容となっておりますから、推進委員のほうが主になるのかという感じになります。中身はですね。以上です。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城 善彦 議員

これはお願いになりますが、伊江村の場合は農振地域における耕作放棄地というのが、今さっきあったように、余りないと思います。やはり3分の1が軍用地ということで黙認耕作地があります。黙認耕作地の中には結構あるんですよ。ですから、建前上は農振地域のことで、農業委員というのはやらないといけないということはありますが、その黙認耕作地域も伊江村だけの職務の中に入れてもらって、そこまであつてできるような形を、ぜひとってもらいたいと思います。

黙認耕作地には結構、耕作放棄地というか、そういうところありますので、少し考えてもらいたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

農業委員会事務局長 島袋英樹君。

○ 農業委員会事務局長 島袋 英樹 君

黙認耕作地につきましては以前、平成の初期のほうですか。平成7年、8年ぐらいですか。一応農業委員会の総会におきまして、黙認耕作地の取り扱いについての中身については、総会におきまして扱い方については決めたんですが、その後それに準用する形で、うちの委員会では考えております。今おっしゃった現実にも、そういった部分もおっしゃるように農振地域よりも、黙認耕作地のほうが若干、多いのかなという現状も踏まえまして、その辺につきましては、農業委員会の総会、部会で現状の部分はどうするか。その辺を検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

今の答弁についてですが、検討するということが、読谷村の農業委員会に黙認耕作地について、聞いたことがあるんですが、向こうの農業委員会の回答は、黙認耕作地については、農業委員会はタッチできないということでした。検討するということが、これ法律上できますか。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

これまでの提供施設内にある、いわゆる黙認耕作地につきましては、農業委員会の中での基本的な考え方の中で、対処をしていると思っておりますが、今回の山城議員の質疑に対して、うちの農業委員会の局長が答えた部分に対しては、正式な法律的な部分の対応ではなくて、現実的な中で農業委員の業務の広範囲の中で、せつかく農振農用地の中を回るときに、そういう提供施設内にある、そういう基地について、正式な法律的な業務ということではなくて、提供施設内に遊休地があつて、地主の確認とかその辺をやつて、そういう照会とか、確認をして取り計らっていく。そういうような部分を今後、農業委員会の中で善処していきたいという感じで捉えていただければ、ありがたいと思っております。そういうことで理解をしたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻11時41分)

再開します。

(再開時刻11時43分)

ほかに質疑ありませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

資料について伺いますが、任命・委嘱に当たつての注意事項等の欄に、赤い字で農業委員の過半数を認定

農業者が占めなければならないとありますが、現行は9人中何人が認定農業者なのかということ。それから、議案第21号の資料、資料の1ページ、5分の1、その中には委員の報酬、特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表の1ページの中に、農地利用最適化推
進委員の報酬についても、新設されているんですね。この条例を今提案されている条例を制定する前に新旧、
報酬及び費用弁償の中に書き込むというのはいかがなものかと。この議案の提案をするのは、今提案されて
いる議案を先に可決して以後、議案第21号を提案すべきだったのではないかと思います、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

農業委員会事務局長 島袋英樹君。

○ 農業委員会事務局長 島袋英樹君

ただいまの名嘉議員の現行の農業委員の中で、認定農業者が占める人数について、お答えしたいと思います。
現行農業委員9人中2人ですね。認定農業者でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

議案第21号との関連性だと思います。原則的にそしてわかりやすい議会の説明のあり方としては、議員が
おっしゃるとおり、この条例を先にしたほうがよかったのかと思いますけれども、この順序としましては、
どの補正とのからみ、補正予算とある場合もそうなんです、補正予算が先にあっても、その設置する条例
があとにきても、特に問題はないということで、私は認識をしておりますし、また関係機関と調整をしたと
きに、その辺の順序はどう議会の会期中、同じ会期中であれば、特に問題ないと私は認識をしております。
ただ議員がおっしゃるとおり、順序としてはわかりやすく、この設置する条例を先にしたほうが、わかりや
すかった。理解得られやすかったのかというふうに理解をしております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託
を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に
ついて採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定
数に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第26号 伊江村体験交流施設の指定管理者の指定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第26号 伊江村体験交流施設の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

まず1. 指定管理対象施設、名称 伊江村体験交流施設、位置 伊江村字東江前2525番地に所在をしており
ます。2. 指定管理者に指定する者 伊江村字2525番地、名称 伊江島ホースセラピー有限責任事業組合、

代表者 前川 保を指定管理としたいと、指定管理にしたいと思っております。3. 指定する者の業務箇所は、伊江村字東江前2525番地となっております。4. 指定の期間が、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間で予定しております。今回のこの提案の理由といたしましては、現行も伊江島ホースセラピー有限責任事業組合に指定管理で運営をさせているところですが、任期の満了によりまして、引き続き5年間この伊江島ホースセラピー有限責任事業組合に指定管理を指定して、施設の適正かつ円滑に管理をさせていきたいということでの提案でございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

提案理由の説明をする前に申し上げるべきでしたが、2. 指定管理者に指定する者、所在地 「伊江村字2525番地」ということになっておりますが、伊江村字東江前2525番地ということで、「東江前」が抜けておりますので、挿入方をよろしく願いをいたします。おわびをして訂正方、よろしく願いいたします。以上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村体験交流施設の指定管理者の指定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村体験交流施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

これで午前の部、終了します。午後は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩時刻11時53分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

日程第16 議案第27号 村営西部西地区土地改良事業の施行について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

議案第27号 村営西部西地区土地改良事業の施行について、提案理由を説明申し上げます。

本案の提案理由といたしましては、平成29年度より村営西部西地区土地改良事業を施行するため、土地改良法第96条の2、第2項の規定により、ここに提案をしているものでございます。

1. 施行年度が、平成29年度から平成33年度まで。2. 名称が、村営西部西地区土地改良事業。3. 工事場所が、伊江村字東江上、西江上、西江前地内となっております。事業概要については、一番最後のページをお願いしたいと思います。

農業基盤整備促進事業、西武西地区の概要ということになっておりまして、事業主体は伊江村でございます。受益面積が18.5ヘクタール、受益戸数が71戸でございます。主な主要工事が農業用排水施設が18.5へ

クータル、排水施設工が940メートル、浸透池が4基、農業工が2,750メートル、事業費が5億700万円、負担区分は、表記のとおりでございます。工期についても先ほど来申しているとおり、平成29年度から平成33年度の5年間、そして位置図としまして、伊江島空港の西側の西部土地改良区の西側部分のこの位置図の図面では黄色のところとなっております。

そして3ページの前に計画平面図も添付をしておりますので、御参照いただきながら、御質疑にここでお答えをさせていただきたいと思っております。

以上で、提案理由を終わらせていただきます。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

この地域には、5筆、6筆ですか。隣接すると思うんですが、この進入路等も考慮して、幅員等はどうなっているか。それとそのゴヘズ洞穴に対しての待機所というんですか、駐車場等も含めて計画とか、そんなものもあるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

ゴヘズ洞穴につきましては、この現、今回の地区の地区外というふうに解しておりますが、そのすぐ隣接という形になると思いますので、その辺の前の道路の舗装、その辺につきましては、その進入路との兼ね合いも調整をしながら進めたいと思います。

○ 議長 島袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

前回も、この進入路等に関しては、渡久政雄議員からもその辺の維持管理等の話も前回ありましたので、実際、文化財として重要な場所でもありますので、ぜひ農林水産課とそれと教育委員会のほうも、この診療所等に関しては、工事、農林のほうがメインになると思いますが、進入路としての考えはまた教育委員会の管轄になると思いますので、一度は現場のほうで、状況を確認してもらって、もし何かほかの支障があるところがあった場合はまた困りますので、その辺は事前に課が協議していただきたいと思いますが、教育委員会のほう、議会現場のほう、立ち会いとか、そんなものできませんか。

○ 議長 島袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

現場のほうについては、関係課と立ち会いをしながらやっていきたいと思っております。駐車場につきましては、コーラルで今、コーラルで駐車できるようにはしておりますので、今後植栽については、また県のほうと、文化課のほうと調整をしながら進めていきたいと思っております。調整中でありまして、そういうことで農林とは十分、調整をしながらやっていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義 範 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 村営西部西地区土地改良事業の施行について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 村営西部西地区土地改良事業の施行について、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第28号 村営東江上第2地区土地改良事業の施行について議題とします。

休憩します。

(休憩時刻13時38分)

再開します。

(再開時刻13時40分)

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第28号 村営東江上第2地区土地改良事業の施行について、提案理由を御説明いたします。

提案理由といたしましては、平成29年度より村営東江上第2地区土地改良事業、農用地保全を施行するために、土地改良法第96条の2第2項の規定による提案となっております。名称が村営東江上第2地区土地改良事業（農用地保全）、工事場所は伊江村字東江上地内。

事業概要としまして、別紙のとおりでございますが、事業概要について、御説明を申し上げたいと思います。後ろから4枚目をお願いいたします。計画平面図をもって、説明を行いたいと思います。まずは工事実施場所についてですが、この黒の斜線の部分が村の堆肥センターとなっております。この堆肥センターの南側から西側にかけて、この黄色の部分が今回の土地改良事業、農用地保全を実施する区域となっております。受益面積が13.2ヘクタールでございます。

事業費が4億300万円で、施行年度が平成29年度から平成33年までの5年間ということになっております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

ページはないんですが、東江上第2地区計画平面図という黄色い色で塗られた次のページに、図面があるんですが、真ん中の道路の図面だと思んですが、道路の両端、道路よりも高くなっていますよね。こういうつくり方が、葉タバコのAP1を使うときに、非常に何と申しますか。これを乗り越えたり、畑から出るときにガタンというショックがあつて、あまり高くしないでほしいという要望があるんですが、これは何センチになっていますか。図面には高さがありません。

○ 議長 島袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

現在農地保全の事業で、道路整備の際は通常、水兼農道という形での整備で、その道路そのものを水路とするような形の整備を行っております。高さの標示が、すみません。通常は道路から5センチから10センチの高さだと思いますが、今までの工法と違ってまた、新しく緩やかな形の水兼農道の工法とか、形がそういう形ではなくて、片面だけのやり方とかいろいろと出てきておりますので、できるだけ乗り入れに支障のな

いような工法も考慮しながら進めていきたいと考えています。

○ 議長 島袋 義 範 君

ほかに質疑ありませんか。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

植栽なんです、これ1本形支柱とあるんですが、この支柱は全品種なのか。今植栽予定がハイビスカス、フクギ、クロキ、イスノキとなっているんですが、この支柱は全品種になるのでしょうか。

○ 議長 島袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

最後のページのほうに、ただいまこの計画で今やっている標準の形としてハイビスカス、フクギ、クロキ、イスノキというような形で、予定はしておりますが、支柱に関してもそれぞれ1本支柱といいますか。そういう形で計画はしておりますが、樹種そのものにつきましても、今後受益地区事業を進めていく中で変更等も可能ですし、その中でその支柱の方法も樹種によってまた変わってくる可能性は出てくるものと思います。

○ 議長 島袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

この地域は季節風と、北海岸から今の時期になると風速10メートルぐらいの季節風が十分上がってくる場所です。そしてその中には植栽で、ハイビスカスも入っているわけです。ハイビスカスは以前もこういった、ほかの地区なんです、「台風等に一番弱いのがハイビスカスだと」私は一回言ったことがあります。台風等で根がやられた場合、一番最初に弱い品種であり、そして塩害にもハイビスカスは弱いということで一回提言したことがあります。ぜひですね、この地域は北海岸に近い場所です、そういった支柱等、植栽の管理等に関しては、十分気を使っていたきたいと思います。

今現在、どれに入れるか検討していくということですので、その辺は重々、特に場所が場所ですので、いろんな視点から考えて支柱の設置をお願いしたいと思います。

○ 議長 島袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

ただいま御指摘がありましたことを実施の際に、設計の際にも、林業指導員または関係者、それらの意見も踏まえながら、樹種さらには支柱のあり方を十分検討しながら、実施していきたいと思います。

○ 議長 島袋 義 範 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 村営東江上第2地区土地改良事業の施行について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 村営東江上第2地区土地改良事業の施行について、原案の

とおりの可決されました。

日程第18 議案第10号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第10号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第5号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,990万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,792万7,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」によりたいと思います。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によりたいと思います。

5ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、通知カード等関連事務委託料で35万9,000円。3款民生費、1項社会福祉総務費、事業名、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）2,664万1,000円。計で2,700万円を翌年度に繰り越しして実施していきたいと思ます。

次の6ページをお願いいたします。第3表 地方債補正、地方債の目的、過疎対策事業債、補正前の額が700万円、補正額120万円、計820万円に増額し、起債をしていきたいと思っております。起債の方法、利率、償還方法については、表記のとおりでございます。なお、詳細にわたりましては、各担当課長から御説明をさせたいと思ますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

それでは事項別明細書をもちまして、御説明いたします。

歳入1ページをお願いいたします。1款1項1目個人962万4,000円の計上は、1節現年度課税分901万1,000円、2節滞納繰越分61万3,000円はともに納付及び徴収実績に伴う計上でございます。2目法人240万5,000円は、1節現年課税分で年度末までに71社の実績を見込み計上してございます。

2ページをお願いいたします。1款2項1目固定資産税764万円は1節現年課税分で744万円、2節滞納繰越分で20万円の計上で、ともに納付及び徴収実績に伴う計上でございます。

歳入3ページ、1款3項1目軽自動車税334万5,000円の計上は、1節現年度課税分で、新規登録から13年を経過した軽自動車への新税率の適用による増額でございます。台数で1,140台ございました。

歳入4ページ、1款5項1目鉱産税10万2,000円の減額は、現年課税分で年度末までの収入見込みを勘案し、減額してございます。

歳入5ページ、3款1項1目利子割交付金19万4,000円の減。

歳入6ページ、4款1項1目県民税配当割市町村交付金52万9,000円の減額。

歳入7ページ、5款1項1目県民税株式等譲渡所得割市町村交付金54万8,000円の減額。

歳入8ページ、6款1項1目地方消費税交付金1,238万2,000円の減額は、1節、細節1. 地方消費税交付金718万2,000円の減。細節2. 社会保障財源化分520万円の減額でございます。

歳入5ページの3款利子割交付金から、6款の地方消費税交付金までは、県からの交付見込額通知に基づき計上してございます。

歳入9ページ、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金25万円の計上は、年間利用者数7,688名を見込み、計上してございます。

歳入10ページ、8款1項1目自動車取得税交付金95万6,000円は、県からの見込額通知に基づき計上してございます。

歳入11ページ、10款1項1目地方特例交付金25万円の計上は、1節細節1. 地方税等減収補てん臨時交付金の計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

12ページをお願いいたします。13款2項3目教育費負担金は、学校給食費の保護者等によります、ふれあい給食分でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳入13ページ、14款1項3目衛生使用料49万5,000円の計上は、細節1. 伊江村立聖苑使用料で、実績見込みによる計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

6目教育使用料、幼稚園入園料及び授業料21万円の減額でございますが、実績によります減額補正でございます。4節保健体育使用料、海洋センター使用料13万円の増額でございますが、これにつきましても、実績による増額でございます。このことにつきましては、多目的屋内運動場の使用料が増加した要因でございます。5節教員住宅使用料につきましては、使用実績によります減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

14ページです。2項手数料、4目農林水産手数料は627万2,000円の減額補正でございます。登録手数料といたしまして、堆肥センターの堆肥販売料の減額ですが、今年度より実施しております伊江村堆肥センターの堆肥購入に際し、3割助成をしているところでございます。販売数量は若干伸びてはおりますが、販売金額としては、その3割引きということにより、3割ほど減収見込みでございます。配達散布料については、サトウキビ事業の緊急対策事業の減少分が配達散布の減につながっております。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳入15ページ、15款1項3目、保険基盤安定国庫負担金207万円の計上は、国からの確定通知に基づく計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

歳入16ページをお願いいたします。15款2項1目民生費国庫補助金、3節社会福祉補助金1,011万7,000円の減

額計上でございます。詳細については、歳出で御説明いたします。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

同じく4目土木費国庫補助金49万6,000円の減額でございますが、1節の細節2. 社会資本整備総合交付金補助金で、実績に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

同じく5目教育費国庫補助金、細節11. へき地児童生徒援助費補助金につきましては、修学旅行費の実績に伴う増額補正でございます。細節25. 民俗文化財伝承・活用等事業補助金は、熊本地震等に配分されたため、本年度文化庁補助を受けることができなくなったことにより補正減でございます。

6目特定防衛施設対策交付金、2節まちづくり支援事業補助金4,825万1,000円の減額につきましては、総合運動公園野球場整備工事の実績に伴う減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

続きまして7目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の細節15. 番号制度整備費補助金の385万2,000円の減額につきましては、国からの交付決定によるものでございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

同じく7目、細節17. 通知カード等関連事務交付金65万6,000円の計上は、国からの追加交付に基づく計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

農業委員会事務局長 島袋英樹君。

○ 農業委員会事務局長 島袋英樹君

歳入17ページをお願いいたします。15款3項3目農林水産業費委託金、5万3,000円の減額につきましては、農業者年金事務委託金の実績に基づく減額補正でございます。

続きまして、歳入18ページをお願いいたします。16款1項3目農林水産業費、県負担金28万7,000円の増となっておりますが、内訳といたしまして、農業委員会交付金28万7,000円、実績に伴う増額補正となっております。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

同じく4目保険基盤安定負担金12万円の計上は、1節細節1. 保険基盤安定県負担金45万3,000円の計上でございます。細節2. 保険基盤安定負担金（後期高齢者会計）33万3,000円の減額は、ともに県からの決定通知に基づく計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

歳入19ページです。16款2項1目1節総務費補助金、細節53. 地方バス運行対策補助金の36万8,000円の増額計上につきましても、県からの交付決定によるものでございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

同じく総務費県補助金の細節1225. 沖縄県町村支援事業費補助金1,799万3,000円の増額ですが、この補助金は小規模離島過疎地域及び財政力指数の低い23町村を対象に、沖縄振興特別推進交付金事業の町村事業の実施に要する経費に、地方債を充てることのできない事業に対して、沖縄県が町村の負担する経費を支援するものであります。沖縄県から査定の通知がございますので、計上してございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

同じく2目民生費県補助金、2節の子どもの貧困対策推進交付金3,000円、交付決定による増額計上でございます。3節の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業12万円の減額につきましては、保育士の資質向上に資するため、同事業において研修旅費を見込んでおりましたが、旅費については、事業対象外となりまして、減額計上としております。

5節母子父子福祉費県補助金13万5,000円、医療費の自己負担への助成で、補助率は2分の1で、内示による増額計上でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金 城 和 廣 君

同じく3目衛生費県補助金67万2,000円の減額でございますが、4節の細節1. 海岸漂流着対策事業費補助金で、実績に伴う計上でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

4目農林水産業費県補助金、1節農林水産業費補助金は451万2,000円の減額補正でございますが、細節64. から138. まで、各事業、事業実績に伴うものです。細節132. 多面的機能支払交付金（長寿命化）につきましては、基本単価が一律削減ということでの減額でございます。10アール当たり、基本単価が変更前2,000円から1,120円に、45%削減されたことによる減額であります。

算定にかかる面積が620ヘクタールでありますので、409万2,000円の大幅な減額となりました。なお、同事業の共同活動につきましては、変更はございませんでした。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農業委員会事務局長 島袋英樹君。

○ 農業委員会事務局長 島 袋 英 樹 君

2節農業委員会費補助金30万円の減額補正となっております。内訳といたしましては、機構集積支援事業補助金、実績による減額補正となっております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

7目教育費県補助金、細節12. 民俗文化財伝承・活用等事業補助金につきましては、国庫補助が受けられなかったことによります県補助の減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳入20ページをお願いいたします。16款3項1目総務費県委託金165万6,000円の減額は、2節細節1. 徴収費委託金で、徴収実績に伴う66万5,000円の計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

1目3節統計調査費委託金、細節2. 諸統計調査委託金の14万2,000円の減額につきましては、実績による減額措置でございます。

5目選挙費委託金の細節2. 県議会議員選挙事務委託金82万5,000円の減額、同じく細節5. 海区漁業調整委員選挙事務委託金135万4,000円の減額につきましては、選挙執行後、実績による減額措置となりました。

続きまして、歳入21ページ、17款1項1目1節土地建物貸付収入の細節1. 施設提供賃貸料の154万7,000円、同じく細節3. 施設提供使用料の28万5,000円の増額につきましては、平成28年度の精算額確定による増額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

会計管理者 宮里政喜君。

○ 会計管理者 宮里政喜君

21ページ、2目の利子及び配当金ですけれども、細節1. 株式配当金は26万2,000円の増額です。基金利子につきましては、財政調整基金等の利子を見込みまして321万8,000円の減額となっております。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

22ページ、18款1項4目教育費寄附金につきましては、39件の皆さまから寄せられた御寄付でございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

23ページです。11目特定防衛施設周辺整備調整交付金基金4,289万2,000円の減額につきましては、水道施設整備事業、環境衛生施設維持運営事業の実績に伴う繰入金の減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

会計管理者 宮里政喜君。

○ 会計管理者 宮里政喜君

次の歳入の24ページ、お願いします。諸収入の1目村預金利子ですけれども、20万円の減額となっておりますが、これにつきましても実績を見込みましての計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳入25ページをお願いいたします。21款3項4目過年度収入237万2,000円の計上は、1節、細節8. 後期高齢者広域連合医療費給付負担金で、平成27年度の広域連合負担金の清算に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

6目雑入、農林水産関係のほうを説明したいと思います。細節85. 畜産共進会衣類購入者負担金、細節88. 農地中間管理事業委託金、細節106. 「宝くじ松」配布・植栽事業、それぞれ各事業、実績に伴う減でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

同じく25ページでございます。総務関係につきまして、御説明いたします。

2節雑入の細節34. 新市町村振興宝くじ助成事業の22万円の減額は、交付決定によるもの。細節91. 電柱及びNTT柱使用料分につきましては、他業者OTネットとの使用料按分による減額措置でございます。さらに細節99. その他雑入の170万円の増額につきましては、施設災害保険料及び各種祝賀会等の参加者負担金により増額が見込まれるための増額補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江 民雄 君

細節69. 修学旅行保護者負担金につきましては、確定によります減額でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿 祥久 君

細節82. 伊江島花切手の1万円の減額につきましては、実績による減額措置でございます。細節83. 伊江島ゆり祭り時収入金の3万円の減額につきましては、例年ゆり祭りで実施しておりますゆり祭り運営の協力募金にかわりまして、今年度は熊本地震被災者支援の募金を行ったことによる減額措置でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

細節1297. たばこ税申告書等郵送料負担金の4,000円の減額は、国、県、市町村で按分し負担しておりますが、その実績に伴う減額でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

歳入26ページでございます。22款村債、1項1目1節過疎対策事業債、細節19. 社会資本整備総合交付金事業につきましては、県からの割り当て増の通知があり、120万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出に移ります。歳出の1ページでございます。1款議会費におきましては、241万円の大幅減額となっております。1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、議員の辞職及び職員の人事異動等による減額でございます。7節賃金、8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料においては、実績による減額補正でございます。

次の歳出2ページです。2款総務費、1項1目一般管理費1,935万4,000円の減額でございます。1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、実績及び人事異動等による減額でございます。8節報償費の細節1. 講師謝礼につきましては、謝礼の伴う研修を開催しなかったため減額となり、細節104. その他報償費の2万3,000円の増額は、感謝状等の作成に係る揮毫者謝礼として増額見込みでございます。細節1351. ちゅら島づくり応援寄付金業務につきましては、寄付金の増額があり、役務費、委託料でも増額措置となりました。9節旅費におきましては、実績による減。11節需用費では、細節3. 食糧費の増額につきましては、国、県からの来訪者が多かったこと。祝賀会の参加者負担金を雑入で入金し、飲食物を食糧費から支出したことによる増、加えて今月末に岡本行夫名誉村民御夫妻等が御来村されること等を考慮したため、増額となっております。

続きまして3ページです。細節1334. 世界のイー・ジマンチュ交流招聘事業は、実績により補正増をお願いいたします。その他の細節は、減額でございます。12節役務費は、細節106. PC設定及び不具合調整手数料85万円の増額補正につきましては、セキュリティ強靱化事業に関連しまして、各種システムでの保守契約外の作業が発生し、増額をお願いするものでございます。以下13節委託料、14節使用料及び賃借料は減額措置でございます。19節負担金補助金及び交付金の細節118. 地方バス運行対策補助金150万円の増額につきましては、県の補助金監査により補助金が確定したため、増額措置となっております。細節3. 団体生命共済事業負担金については実績増、その他の細節では減額でございます。

続いて2款1項2目文書広報費につきましては、185万円の減額でございます。11節需用費、12節役務費、細節1. 通信運搬費は郵便後納分として実績に基づき20万円の増額をお願いいたします。その他においては、軒並み減額となっております。

次のページ、3目会計管理費におきましては、預金利息と特定財源の減額による財源補正でございます。4目財産管理費につきましては、2億1,297万1,000円の増額となっております。11節需用費の細節1. 消耗品費の17万7,000円の増額は、庁舎地下発電機バッテリー交換によるもの。13節委託料は、実績による減額でございます。25節積立金、細節103. 減債基金積立金の2億1,417万7,000円の増額は、本補正予算の財源調整額として増額措置をお願いするものでございます。その他の細節については、減額措置となっております。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

5目企画費でございます。1節報酬8万8,000円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。3節職員手当、4節共済費の減額につきましては、人事異動に伴うものでございます。7節賃金、8節報償費、9節旅費、5ページの11節需用費、13節委託料、14節使用料及び賃借料につきましては、それぞれ実績見込みによる減額補正でございます。19節負担金補助金及び交付金の細節115. 住宅用太陽光発電導入支援補助金20万円の減額につきましては、5万円の実験分を計上してございましたけれども、6件の申請があり、補助決定となりましたので、減額補正してございます。細節1186. 沖縄振興特別推進交付金事業126万円の増額につきましては、自動車航送料コスト負担軽減事業の車両航走台数の増加が見込まれますので、補正計上してございますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

同じく7目レク広場関連費、61万2,000円の減額でございますが、18節備品購入費、細節1338. 村民レク

広場内管理消毒用散布機購入事業で、実績に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

9目特別事業対策費でございます。13節委託料262万4,000円の減額、15節工事請負費676万8,000円の減額につきましては、細節1247. 水道施設整備事業の実績によるものでございます。18節備品購入費15万9,000円の減額は、細節1342. 基地関連パトロール車購入事業の入札残によるものでございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳出6ページをお願いいたします。2款2項1目税務総務費115万円の減額につきましては、7節賃金、8節報償費、13節委託料、18節備品購入費、19節負担金補助金及び交付金につきましては、実績見込みによる減額計上でございます。

歳出7ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費33万8,000円の計上でございます。9節旅費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料につきましては、実績見込みによる減額でございます。13節委託料の56万6,000円の計上につきましては、歳入で御説明したとおり通知カード関連の補助金の増額によります計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出8ページでございます。2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費については、11万7,000円の減額補正でございます。9節旅費の細節1. 費用弁償は委員会の開催がふえる状況を踏まえ、増額補正をお願いいたします。11節需用費の細節1. 消耗品費は選挙関連の必要物資の調達が見込めるため増額措置、その他の細節においては減額となっております。5目県議会議員選挙費については81万9,000円の減額補正です。食糧費及び手数料を除く1節報酬から16節原材料費までを減額措置といたします。7目参議院議員選挙費につきましては、73万8,000円の減額補正でございます。食糧費を除く1節報酬から原材料費において減額計上となりました。

歳出の9ページです。9目海区漁業調整委員選挙費においては135万1,000円の減額措置です。1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、すべて選挙執行の実績による減額補正でございます。

次の10ページでございます。2款5項統計調査費2目指定統計費につきましては18万円の減額補正です。3節職員手当等から12節役務費まで、すべて実績に伴う減額措置でございます。

続きまして歳出11ページ、6項監査委員費においても14万9,000円の減額補正でございます。9節旅費、14節使用料及び賃借料において、実績による減額となっております。

続きまして、歳出12ページ、7項交通安全対策費におきましては、9節旅費で実績による3万円の減額措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

歳出13ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、7節賃金から11節需用費まで、実績に伴う減額計上及び組み替え計上でございます。12節役務費、細節1269. 臨時福祉給付金給付事業、給付

内容は消費税率引き上げに伴い住民税非課税者1人につき3,000円と賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者へ、1人当たり3万円の支給とした二本立ての給付事業で、納付期限を平成29年2月までとしております。役務費16万円の減額は、給付案内などの郵送代の実績による計上でございます。13節委託料49万2,000円の減額で、細節1357. 経済対策分については、給付に関しては平成29年度へ繰り越しをして、給付を実施いたしますが、システムの構築については、先行して平成28年度事業としての執行で、実績により減額計上としております。14節自動車航送料等4万5,000円、19節、細節126. 127. においても実績による減額計上としております。細節1269. 臨時福祉給付金給付事業、当初1,750人を見込んでございましたが、実績において1,328人の申請で、573万円の減額補正でございます。20節扶助費においても、それぞれ実績に伴う増減補正でございます。3目民生費、1節報酬、民生委員推せん委員報酬2万円の減額補正につきましても、実績による計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

4目国民健康保険会計繰出金336万5,000円につきましては、確定しました国、県の保険基盤安定負担金を国保会計へ繰り出したします。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里 裕治 君

5目戦跡保存費、8節報酬、細節1311. 村民収容地跡記念碑移転事業3万円、めぐりまして、11節需用費10万円、14節使用料及び賃借料5万円の増額補正につきましては、来る18日に名護市久志で挙行いたします除幕式及び祝賀会の経費に不足が見込めますので、増額補正をお願いします。9節旅費、15節工事請負費においては、実績により減額補正としております。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

6目介護保険費245万6,000円の減額計上は、8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費、14節の使用料及び賃借料までは実績見込みによる減額でございます。7節賃金131万1,000円の減額は、これは当初、保健師の賃金を予定しておりましたが、広域連合と事務調整の結果、包括支援事業の報償費で支出したほうが好ましいということございましたので、丸々減額してございます。13節委託料101万2,000円の減額は、細節1069. 介護予防事業及び細節1070. 包括支援事業とともに配食サービスの委託料でございますが、介護予防事業では、主に高齢者に係る配食サービスを行っております。当初、計画で5,556食を予定しておりましたが、実績で3,948食に包括支援事業では、透析治療患者への配食サービスを行っております。当初計画で2,256食が1,956食とともに減額になったのが、主な要因でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里 裕治 君

7目老人保護措置費、20節扶助費の養護老人ホーム入所措置費117万円の減額補正については、措置入所の入れ替えによる入所月の実績によるものでございます。8目身体障害者福祉費149万4,000円の増額補正です。8節報酬から、次のページの20節扶助費まで、実績に伴う増減補正ですが、扶助費の細節103. 障害福祉サービス費150万円の増額補正につきましては、村内外の障害者福祉施設の入所料及び利用料の実績見

込みによる計上でございます。

次のページをお願いします。歳出16ページです。同じく民生費で1目児童福祉総務費30万5,000円の増額補正でございます。2節給料から4節共済費まで、保育士19名と職員1名の人件費で実績に伴う補正計上でございます。8節報償費と20節扶助費のうち、細節101. 重度障害児等育成手当6万円の減額補正につきましても、実績に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強 君

同じく20節扶助費、細節103. 子育て支援金350万円の増額につきましては、1月から3月出生、実績見込みで13名増による補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里 裕 治 君

同じく2目児童措置費、20節扶助費372万円の減額補正につきましては、細節101. から細節103. までそれぞれ受給者人数の実績による増減補正でございます。3目保育所費45万2,000円の減額です。8節報償費から18節備品購入費まで、実績を勘案しての計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳出17ページをお願いします。3款3項3目後期高齢者医療費44万4,000円の減額は、28節細節102. 保険基盤安定繰出金で確定通知に基づく減額計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

しばらく、休憩します。

(休憩時刻14時31分)

再開します。

(再開時刻14時45分)

休憩前に引き続き、提案理由の説明を求めます。4款から。

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強 君

歳出18ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費175万6,000円の減額につきましては、2節給料から7節賃金まで、それぞれ実績見込みによる減額補正でございます。2目予防費72万5,000円の減額につきましては、7節賃金から19節負担金補助金及び交付金まで、それぞれ実績見込みの減額補正でございます。うち、13節委託料におきまして、細節103. 保健衛生システム保守管理委託料で7万8,000円の減額、細節104. 予防接種・母子保健システム改修委託料で21万8,000円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。細節105. 村外個別予防接種委託料で42万円の増額につきましては、未熟児や里帰り出産で、村外医療機関での定期予防接種を受ける乳幼児増加に伴うものでございます。3目母子保健事業、20節扶助費、未熟児養育医療費助成金15万円の増額につきましては、実績見込みによる増額補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城 和 廣 君

同じく4目環境衛生費103万3,000円の減額でございますが、12節役務費、13節委託料、15節工事請負費、27節公課費それぞれ実績に伴う計上でございます。

次のページです。7目ハブ対策費36万9,000円の減額補正でございますが、13節委託料、細節101. 実績に伴う計上でございます。

次のページ、歳出20ページです。4款2項1目清掃費303万6,000円の減額でございますが、7節賃金、細節101. は、実績に伴う計上でございます。11節需用費91万5,000円の減額でございますが、細節2. 細節10. 細節101. は、実績見込みに伴う減額でございます。細節5. 光熱水費の3万5,000円の増額でございますが、実績見込みによる計上でございます。細節6. 修繕料の10万円の増額はごみ収集車ワイパー、モーターの修繕料の計上でございます。12節役務費、細節1. 細節5. は、実績に伴う減額でございます。13節委託料、細節109. も、実績見込みに伴う減額でございます。

2目E&Cセンター運営費の3,010万1,000円の減額でございますが、7節賃金、細節101. 9節旅費、細節4. は実績見込みに伴う減額計上でございます。11節需用費、細節2. は実績に伴う減額でございます。細節6. 修繕料は、コンプレッサーの空気圧縮機モーターの修繕料でございます。細節101. 環境衛生施設維持運営事業基金充当分2,890万円の減額でございますが、大規模な修繕工事は本環境基金では、合致しないとの報告を受け減額し、新年度で単独実施する予定です。12節役務費、細節1. 3. 4. それぞれ実績見込みに伴う減額でございます。13節委託料、細節104. 指定ごみ袋販売委託料の12万円の増額でございますが、販売枚数の増による計上でございます。18節備品購入費、細節10. は、入札残による減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

農業委員会事務局長 島袋英樹君。

○ 農業委員会事務局長 島袋英樹君

歳出21ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費120万8,000円の減額補正となっております。内訳といたしましては、3節から9節につきまして、実績見込みによる減。11節需用費、細節1. 消耗品費に不足が生じておりますので、済みません。細節2. 燃料費からの予算組み替え措置をお願いいたします。12節、14節につきましては、実績見込みによる減となっております。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

2目農業総務費は1,122万9,000円の減額でございます。主に人件費に係る補正でございます。11節の需用費の細節6. 修繕料につきましては、農産物加工センターの減圧乾燥器制御回路及び空調設備の修繕料でございます。3目農業振興費は590万円の減額ですが、細節1006. 国営土地改良事業調査事務費の報償の減は、国営土地改良推進協議会及び国営事業環境廃炉検討会の開催を要しなかったことによる減。報償費は、土地改良区設立時の同意取得に係る費用として計上してありましたが、職員により同意取得が完了したため、不用となっております。

次のページをお願いします。細節1012. 農業経営基盤強化促進対策事業、細節1233. 人・農地問題解決推進事業は、推進事務費、8節、9節、11節、14節それぞれ実績に伴う補正でございます。15節工事費の減額は、アジア野菜導入事業で、試験栽培等として建設しました強化型ビニールハウスの入札残でございます。19節重要野菜価格安定対策事業の189万6,000円の減は、資金造成算定額の確定による減額でございます。4目複合作物振興費は75万8,000円の減額補正です。昨日の村長の行政報告にありました4月、5月に東京都豊島区の南池袋公園で開催しました島ラッキョウのピーアールイベントの、わたた一島ヤサイ産地力強化事業分は、実績による増額と組み替えをお願いいたします。委託料の複合作物推進事業費は、ユリ球根栽培を委託しておりますが、受託農家の栽培面積減による減額でございます。5目畜産業費179万4,000円の減額補

正でございます。普通旅費は3月末までの2回分の不足が見込まれますので、増額をお願いいたします。

23ページでございます。細節1231. 肉用牛生産振興特別対策事業、これは畜産の飼料生産組合がトラクターほか4点の牧草収穫機を導入した事業の実績による減額でございます。19節の106. 家畜排せつ物管理施設設置補助金は、これも設置がなかったことによる減、109. 酪農振興対策事業は、出荷乳量補助策定助成等の実績見込みによる減額でございます。116. 和牛本原登録料助成金は、登録頭数の増によるものでございます。1253. 優良繁殖雌牛導入事業も事業実績後の残額でございます。6目畜産共進会費の11万8,000円の減額補正は、11節、12節、それぞれ実績による減額でございます。7目農地費は818万4,000円の減ですが、細節1277. 管理体制整備促進事業の共済費、賃金で不足が見込まれますので増額をお願いいたします。細節1276. 多面的機能支払推進交付金事業は、推進事務費の組み替えでございます。

次の24ページをお願いいたします。19節の細節111. 多面的機能支払交付金（長寿命化）は、歳入でも御説明しましたとおり、基本単価の一律削減による減額。細節112. 伊江土地改良区補助金は総代選挙費用、土地改良区発足後の平成28年度経常経費を差し引いた残分でございます。細節1141. 県営農地保全整備事業（川平第2地区）、細節1216. 県営かんがい排水事業（伊江東部地区）それぞれ事業実績に伴う村負担分の増減でございます。8目溜池建設費は10万9,000円の増額ですが、車両1台分の保険料重量税、13節委託料は電気保安業務委託料、これは水利事業所から村へ管理委託を受ける西側操作室の電気料、3月分の1月分の増額でございます。10目堆肥センター運営費は、167万8,000円の減額補正でございます。人件費は実績に伴うものでございます。11節需用費と、13節委託料の増額は、先日挙行いたしました完工式典に要した経費でございます。消耗品、食糧費、記念石碑の設置委託費の増でございます。式典後の追加補正になりましたが、よろしくをお願いいたします。

26ページをお願いいたします。6款2項1目林業総務費の35万8,000円の減ですが、13節カラス等駆除委託料は、駆除を2名の方に委託する予定でございましたが、1人の方が辞退したことによる減額でございます。2目林業振興費は744万円の減額ですが、7節賃金は途中退職と人件による減額、8節、11節、12節は、それぞれ実績見込みによる増減であります。樹苗育成等に係る需用費で、それぞれ不足が見込まれるため、増額をお願いいたします。細節1167. ハイビスカス祭りイベント振興費の各節での減は、需用費では、ポスター、チラシ作製等の減、役務費で新聞、宣伝広告の減額でございます。委託料の減額は、各事業実績による補正でございます。14節の借上料は、植樹祭開催箇所の整地等に係る重機借上料、17節の土地購入費に関しては、植樹祭開催箇所の用地購入が不用になりましたので、減額してございます。

28ページをお願いします。3項水産業費、1目水産業総務費は、人件費の減と、19節の漁港協会の負担金の減でございます。2目水産振興費は、一般財源から補助金への財源補正でございます。3目漁港建設費は76万4,000円の減ですが、7節、賃金の漁村再生交付金事業の減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

歳出29ページをお願いいたします。7款1項1目商工総務費125万3,000円の減額でございますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、人事異動に伴う減額措置でございます。12節役務費、細節101. コピーチャージ料は4万円の増額は、予算に不足が生じるための増額措置でございます。2目商工振興費502万7,000円の減額でございますが、7節賃金、細節101. 商工観光臨時賃金、細節102. 旅行村管理人賃金、細節1022. 伊江村ゆり祭りにつきましては、実績見込みによる減額措置でございます。8節報償費、細節101. 報償費7万円の減額につきましては、昨年10月に伊江村観光振興推進協議会を設立したことに伴う前組織であります村観光連絡協議会で、予算を措置しておりました報償費の減額措置となっております。8節、

9節、14節の細節1245. 観光・特産品PR事業につきましては、実績による減額措置でございます。8節、9節の細節1304. 伊江島民泊推進事業は、3月2日に開催しました伊江島民泊意見交換会、感謝の集い開催実績によります減額措置でございます。11節需用費、細節3. 食糧費、3万円の増額につきましては、本村で初めてとなる社会人野球チームの日立製作所バッテリーキャンプが2月20日から27日まで行われましたが、その際の歓迎レセプションに要した費用の増額措置となっております。細節5. 光熱水費の70万円の減額につきましては、観光施設の電気料及び水道料の実績見込みによる減額措置となっております。12節役務費、細節101. 旅行村入場者傷害等賠償保険料14万円の減額は、実績見込みによる減額措置でございます。13節委託料1万5,000円の減額につきましては、細節102. 観光地管理委託料、ビーチ監視員委託料に予算不足が生ずるものと、細節114. 本部港内観光PR映像配信委託料における、委託開始月の変更に伴う減額の措置となっております。3目はにくすに関連費128万円の減額補正でございますが、7節貸金、細節101. 清掃賃金の6万円の増額補正につきましては、予算に不足が生じるための土地となっております。

次のページをお願いいたします。11節需用費、細節5. 光熱水費こちらは、はにくすに施設の光熱水費の実績見込みによる減額措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

歳出31ページです。8款1項1目土木総務費の69万円の減額でございますが、7節貸金、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料、それぞれ実績に伴う減額でございます。2目特別事業対策費の841万5,000円の減額でございますが、12節役務費、細節1316. は、実績に伴う3万7,000円の減額でございます。13節委託料108万4,000円の減額でございますが、細節1260. 1316. 1318. それぞれ実績に伴う減額でございます。15節工事請負費708万4,000円の減額でございますが、細節1260. 1316. 1317. それぞれ実績に伴う減額でございます。17節公有財産購入費21万円の減額でございますが、細節1316. 実績に伴う計上でございます。

次の歳出32ページです。8款2項1目道路維持費の11万円の減額でございますが、13節委託料、細節101. は、実績に伴う計上でございます。2目道路新設改良費336万5,000円の減額でございますが、9節旅費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費の細節1176. 社会資本整備総合交付金事業は、それぞれ実績に伴う減額計上でございます。

次の33ページ、8款3項2目住宅建設費の238万2,000円の減額でございますが、19節負担金補助金及び交付金、細節1167. 実績見込みに伴う減額計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出34ページでございます。4項空港費におきましては、24万2,000円の増額補正でございます。9節旅費につきましては、空港検査後の県空港課との調整事務として不足が見込まれますので、1万1,000円の増。11節需用費、細節5. 光熱水費におきましては、実績によるものでございます。18節備品購入費は、既に発注しておりますが、備品購入事業で空港検査等により、指摘がありました追加の備品費として、24万6,000円を増額する措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

35ページです。8款7項1目河川総務費につきましては、財源補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出36ページです。9款消防費、1項1目非常備消防費におきましても、おおむね実績見込みによる減額補正が主でございますが、3節職員手当等の細節12. 消防本部員手当17万9,000円につきましては、職員が本部員として待機する場合の手当てとして増が見込まれますので、予算補正をお願いします。19節負担金補助金及び交付金の110. 消防通信指令施設運営協議会負担金7万2,000円は、協議会からの通知によるものでございます。2目消防施設費につきましては、11節需用費から、12節役務費において、実績による減額措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

37ページ、10款1項2目事務局費277万円の減額でございますが、2節から19節までの細節1. 市町村総合事務組合負担金までは、それぞれ実績見込みによる補正でございます。19節、細節121. 離島高校生修学支援費で143万円の減額補正でございますが、休学保護者の住所移動等によります実績見込みによる減額でございます。122. 預かり保育料保護者負担分助成金につきましても、実績見込みによる減額でございます。

38ページをお願いします。2項小学校費、1目学校管理費、2節、3節につきましては、職員の育児休業中による減額補正でございます。11節需用費は、電気料に不足が見込まれるための補正でございます。電気料につきましては、中学校費や公民館費でも増額の予定でございます。今年度は残暑により11月までクーラーを使用したことが原因と思われることによります。18節備品購入費につきまして、平成29年度に伊江小学校、西小学校にそれぞれ情緒学級が1クラスふえることによります先生用の机やイス、児童生徒のイス、テーブル、それとパーテーション等の整備を行う予定でございます。2目教育振興費につきましては、実績見込みによる減額でございます。3目学校建設費につきましても、実績見込みによります減額でございます。

39ページ、中学校費、1目学校管理費につきまして、それぞれ不足が生ずるための補正をお願いいたします。2目教育振興費につきましても、それぞれ実績による補正でございます。

40ページをお願いいたします。4項幼稚園費につきましても、実績に伴う減額でございます。

41ページ、社会教育費、1目社会教育総務費の136万1,000円の減額でございます。3節から19節まで、それぞれ実績見込みによります補正でございます。2目公民館費、1節から19節までにつきましても、実績見込みによる補正でございます。3目文化財保護費でございます。1節報酬。

次、42ページをお願いいたします。3節から9節旅費につきましては、実績見込みによる減額でございます。11節の需用費、細節4. 印刷製本費につきましては、伊江村民俗芸能40周年記念誌といえしまの民話、第2集の増刷による補正でございます。芸能記念誌150冊、民話集につきましては500冊の予定でございます。細節1073. の伊江島の村踊記録刊行事業につきましては、歳入で説明いたしましたとおり、熊本震災等の影響による補助事業の採択による減額でございます。12478. 埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、実績に伴う補正でございます。

43ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、1節、9節それぞれ実績見込みによる補正でございます。19節、細節101. スポ少大会派遣費助成事業43万円の増額でございますが、スポ少バスケット団の中から北部選抜として、石垣島大会へ2名の選手とコーチが派遣されることと、サッカー団、バレー団等の派遣費に不足が生じておりますので、計上してございます。2目体育施設費、1億3,203万4,000円の減額でござ

いますが、2節給料から8節報償費までは、それぞれ実績見込みによる補正でございます。9節旅費の増額につきましては、南九州B&G財団の南九州ブロックの担当者会議が鹿児島で開催される、出席するための出張旅費でございます。11節、12節につきましては、実績見込みによる減額でございます。13節委託料、304. バス運転業務につきましては、今回需要がなかったことによります減額でございます。細節1308. 総合運動公園整備事業につきましては、13節と15節工事請負費は、平成28年度、平成29年度の一括入札をしております、その平成28年度で執行し、工事入札によります不用額の減額でございます。17節公有財産購入費につきましては、事業実績に伴う減額でございます。

44ページをお願いします。18節備品購入費につきましては、マイクロバス購入事業につきましても、入札実績に伴う減額でございます。19節の303. B&G沖縄県大会の派遣費につきましては、台風による大会中止のための減額でございます。3目学校給食費につきましては、11節の需用費、細節2. 燃料費と、細節5. 光熱水費につきまして、実績見込みによる減額でございます。細節7. 賄材料費につきましては、ふれあい給食に伴う食材の増額を補正でございます。13節の委託料につきましては、職員のノロウイルス検査を行うための検査がふえたことによります補正増でございます。14節につきましては、実績見込みでございます。4目多目的屋内運動場管理費11節、12節につきましては、実績に伴う補正でございますが、12節の役務費の中のコピーチャージ料と、コピーリース料は、屋内運動場にコピー機を設置しないことから、減額としております。13節につきましては、委託料につきましては、平成28年度完成した施設の貸し期間として、全額減額いたしております。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出45ページでございます。12款1項公債費につきましては、元金で228万円の増、利子で450万円の減額でございます。

次の46ページでございます。13款諸支出金、3項1目過年度支出金の各細節におきましては、国、県からの実績確定通知による精算金248万9,000円を計上する措置でございます。細節101. 103. 108. 111. にそれぞれ増額補正をさせていただいております。

以上で、平成28年度伊江村一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごと質疑を許します。1款、村税から1ページから4ページまで。〔「進行」の声あり〕

次、3款、利子割交付金、5ページ。〔「進行」の声あり〕

次、4款、県民税配当割市町村交付金。〔「進行」の声あり〕

次、5款、県民税株式等譲渡所得割市町村交付金。7ページ。〔「進行」の声あり〕

次、6款、地方消費税交付金。8ページ。〔「進行」の声あり〕

次、7款、ゴルフ場利用税交付金。9ページ。〔「進行」の声あり〕

次、8款、自動車取得税交付金。10ページ。〔「進行」の声あり〕

次、10款、地方特例交付金。11ページ。〔「進行」の声あり〕

次、13款、分担金及び負担金。12ページ。〔「進行」の声あり〕

次、14款、使用料及び手数料13ページから14ページ。〔「進行」の声あり〕

次、15款、国庫支出金。15ページから17ページまで。〔「進行」の声あり〕

次、16款、県支出金。18ページから20ページまで。〔「進行」の声あり〕

次、17款、財産収入。〔「進行」の声あり〕

次、18款、寄附金。22ページ。〔「進行」の声あり〕

次、19款、繰入金。〔「進行」の声あり〕

次、21款、諸収入。24ページから25ページ。〔「進行」の声あり〕

次、22款、村債。26ページ。〔「進行」の声あり〕

歳入一括して、質疑を許します。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議 員

13ページ、教育使用料の中の、多目的屋内運動場使用料について、お伺いします。

先ほど、報告にもありましたけれども、説明にもありましたけれども、21日から27日まで、日立製作所の野球部、投手陣の皆さんが伊江島でキャンプを行ったということなんですが、この多目的運動場使用料ということで、そういった社会人の皆さんが、島にキャンプに来たときの屋内運動場を含めての1日当たりの使用料はどのぐらいか。お伺いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

内田議員の御質問にお答えいたします。このたび受け入れの窓口として、私商工観光課長が対応している関係で、予算の科目は教育委員会でございますが、御答弁させていただきます。議員お説のとおり、日立製作所野球部が多目的屋内運動場を中心に、約1週間、キャンプをはりました。施設使用料につきましては、全面使用ということで、1時間当たり2,500円、照明使用料、1時間2,000円ということで、時間計算を最終的に合計しまして、御請求をするという流れでやっております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議 員

1時間当たり、使用料が2,500円、照明が2,000円ということで。今回9時ごろに入って、また午後は別のトレーニングがあるということでしたけれども、今回20名の皆さんが島に訪れて、キャンプを行ったということで、島全体のこれはホテルのほうに宿泊をしながら、キャンプを張ったということですが、今回、村内へのこの波及効果といいますか。ホテルへの宿泊料あるいは多くのフェリー運賃、大分、波及効果が得られたということではありますが、例えば今後において、社会人の場合とプロの場合は、使用料は別なのか。またその料金で行うのか。その辺をお伺いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東 江 民 雄 君

先ほど、商工観光課長から答弁してもらいましたが、そういったことも含めまして、この使用料、体系につきましては、調査をしてその社会人、あるいはプロ、あるいは民間、村民の方とか、一般の方とはやはり分ける必要があるのかということで、調査をいたしまして…。

ただいまの答弁、訂正させていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

社会人も、一応プロも一緒の料金であります。ただ、社会人を主にとという形で組んではありますけれども、プロが来た場合も、同価格であります。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

同じ13ページですが、聖苑使用料、49万2,000円増額ですが、昨年亡くなった方は何名いらっしゃるんですか。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

亡くなった方、死亡者数よりも、使用料ですので聖苑の使用状況といたしまして、火葬が67件、改葬が17件ございました。

○ 議長 島袋義範君

進行します。歳出行きます。款ごとに質疑を許します。1款、議会費。〔「進行」の声あり〕

2款、総務費。2ページから12ページまで。〔「進行」の声あり〕

3款、民生費。13ページから17ページ。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

民生費について伺います。14ページ、養護老人ホーム入所措置費117万円の減になっていますが、これはどういう理由ですか。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

平成28年度に入所措置費1名が発生しまして、引き続き、平成28年までの同一人物が入所の可能性があったものですから、当初において満額の予算を計上していたんですが、不幸にもお亡くなりになられまして、また平成28年度にまた途中で入所者が1名発生したものですから、それを相殺した残額が今回の減額補正となっております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

老人ホームはもう常にいっぱいという状況で、空きがない状況ですが、これは1人亡くなって、また1人入ったということですか。何か月分の空白があったんですか。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

措置入院と言いまして、老人の方が生活困窮あるいは身寄りがいないという方に対しての対処をする。対応していく措置の入所でございますが、今名護のほうの老人ホームに入居させているんですが、月々約20万円ぐらいですから、おおむね6カ月、半年ぐらいの差額が出ているのかと考えております。

○ 議長 島袋義範君

4款、衛生費。18ページから20ページ。〔「進行」の声あり〕

6款、農林水産業費。21ページから28ページまで。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

26ページの2目林業振興費での7節賃金363万7,000円の減について、いま一度御説明をお願いします。

○ 議長 島袋義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久 君

林業振興費の賃金395万6,000円につきましては、樹苗養成に係る賃金で、途中退職が3名ほどおりまして、その分の減と、同じく次の地域産業振興事業の賃金においても、途中で退職の方がおりましたので、その減でございます。

○ 議長 島袋義範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

この退職された方、3名の方の退職理由といたら、大変酷なんですけど、どういうことでしょうか。余りにも急だったものですから、どんな理由があったんでしょうかね。

○ 議長 島袋義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久 君

それぞれの詳しい理由等については、お答えできませんが、主に年齢的な体力的な衰えがあって、お辞めになられた方、またさらには、家庭の都合によりやめられた方々でございます。

○ 議長 島袋義範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

これからは新年度でまた補充しなければ、間に合わないんじゃないでしょうか。補充する予定はあるんですか。

○ 議長 島袋義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久 君

そのやめられた人数にかかる分の補充はしたいと考えております。

○ 議長 島袋義範 君

6款、ほかにありませんか。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦 議員

同じ26ページなんですけど、13節の委託料、カラスの駆除委託料についてなんですけど、2点ほど。2名から1名に委託者になったということと。それはなぜかということと。それと平成28年度の捕獲数といいますか。お願いします。

○ 議長 島袋義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久 君

平成27年度に以前から1名の方でお願いしておりましたが、村内の方で狩猟免許を持った方がおりまして、平成27年度で1年間通してではありませんでしたが、委託してその駆除に当たってもらったことがありました。それで平成28年度まで引き続きやっていただく予定でございましたが、当人からなかなか実績、平成27年度において実績が上げられなくて、申しわけないが、おけるといふことで、その分が減になりました。

それと実績につきましては、平成28年の12月末までで84羽でしたか。ぐらいだったと思います。例年、1年を通した実績としては、100羽前後でございますので、今年度におきましても、100羽を超えるぐらいの実績になるかと思えます。

○ 議長 島袋 義範 君

進行します。7款、商工費。29ページから30ページ。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出の29ページ。2目商工振興費の13節の委託料の細節114。本部港内観光PR映像配信委託料、委託先と委託方法、今現在どういうふうに配信しているか、伺います。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

まず、委託先でございますが、イーコムと契約をしております。

契約の内容につきましては、今イーコムのほうで、村内行事の映像等を集約して、撮っている関係で、そういった素材を持っている業者ということで、委託契約を結ばさせていただいております。委託の内容につきましては、毎月のデータ更新ということで、行われた行事、これから行われるイベントの告知、そういった映像を毎月、更新するという内容で契約をしております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

一回、向こうで放映やっているのを1回、見たんですが、その放映している場所ですね。休憩所じゃなくて、チケット販売している方向にテレビがあって、見る側にとっては、もう立って見るしかない状況だと、私は見ました。せっかくいい内容の映像だったと覚えております。村の行事ですね。本当にいい具合で撮られていたんですが、ただその放映するテレビの位置が、見る側にとってはちょっと立って見るしかない状況下でありまして、もし可能であれば、休憩所。イスがある場所で、見れる状況でしたら、もっと見る側にとっても、イスに座ってゆっくり見れるんですが、今後テレビの位置等を変えることはできないかどうか。お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

議員お説のとおり、本部港ターミナル入ってすぐの、立ってしか見れない位置にテレビのモニターを設置しております。設置に当たりまして、本部港管理事務所並びに所有の県と調整をする中で、既存の待合室、イスの前に民放のテレビが流れるモニターが一つ。フェリーの船着き場近くに、こちらベンチの前ですけども、ちょっと方向をかえた形でモニターが一つございまして、こちらが本部の救急に使用するモニターということで、この中に新たに設置するというのを、要望をいたしました。認めてもらえずに今、現状の場所で設置をするということになっております。

○ 議長 島袋 義範 君

進行します。8款、土木費。31ページから35ページ。

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

33ページ、住宅リフォーム支援事業238万2,000円が残っているということですが、予算総額はいくらでし

たか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

当初予算で600万円を計上し、9月定例会において300万円増額し900万円でございます。上半期は非常に好評であったんですけども、9月以降落ち着きを取り戻しておりまして、そういう感じで実施できず、減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

申請件数とそれから着工件数。それから補助金に対する総事業費、費用対効果といたしますか。それはどういうふうになっていますか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

実施した件数は30件です。総工事費が5,285万4,000円余り、補助金総額が661万8,000円、経済効果といたしまして7.98倍でございます。前年度が6.51倍でございますので、上昇しているところでございます。

○ 議長 島袋義範君

進行します。9款消防費、36ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款、教育費。37ページから44ページまで。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

43ページ、15節の総合運動公園整備事業、これ8,448万円入札残ということでしたが、総合運動公園いろいろと事業ありましたが、どの工事の入札残なのか。総工事費はいくらだったのかについて、伺います。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

先ほど説明で入札残、そして不用額も減額というふうにお答えしたつもりですが、平成28年度、平成29年度国債費の事業、一括入札でございまして、その中には平成29年度分、これは12月定例会におきましても、平成29年度分を計上してございまして、その中で大まかな部分は減額補正をした経緯がございます。そして今回、3月2日の臨時会で、議決いただきましたその議決等ほか、その機械設備がございまして、その入札残と、その平成29年度に行う事業費を今回、補正で減額したということでございます。

今回の実績といたしまして、2億1,470万6,000円…。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻15時47分)

再開します。

(再開時刻15時48分)

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

今、野球場の工事といたしまして、平成28年度国債事業分で8億5,432万円が平成28年度、平成29年度の国債事業分でございます。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

この8億5,432万円の入札残が8,400万円ということですか。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄 君

入札残ということではなくて、先ほど説明いたしましたとおり、平成29年度で支出する予定の事業費も平成28年度の当初の予算の中に含まれていましたので、それを含めて今回確定いたしました。平成28年度、平成29年度の入札以外の金額を今回、補正減をしているということでございます。すべてこの入札で今回、減額する金額ではないということでもあります。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

平成28年度分、先ほど野球場については8億5,432万円という、入札した分ですか、これは。それから平成29年度分に分けて、説明していただけますか。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻15時51分)

再開します。

(再開時刻15時56分)

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄 君

この内訳の細かい部分につきましては、また後ほどお知らせしたいと思います。そして今回、平成28年度分といたしまして、平成28年、平成29年の国債として、平成28年度分が20%の国から入ってきますので、その部分を平成28年度で前払い金として、支払いする計画でございます。その金額残った部分が今回、補正減しているところでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻15時57分)

再開します。

(再開時刻16時01分)

進行します。5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間 広 樹 議員

歳出37ページ、121. 離島高校生修学支援費143万円の減額となっていますけれども、もう一度説明をお願いします。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄 君

この減額につきましては、この高校生支援につきまして、伊江中を卒業した生徒、高校等に修学している者、それと生活保護の中で、扶助費を受給していない方と特別支援の奨学を受給していない方。それと保護者のいずれかが伊江村に住所を有しているということがございます。その中で当初、計画していた人数よりも保護者の移動が2名、それと休学している方が3名ということで、そのトータル、支給していないものが143万円ということでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内 間 広 樹 議 員

休学している子どもたちが3名、保護者の移動が2名ということで、この休学している3名の子どもたちの親が、子どもの支援というか、応援するために移動したということですか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東 江 民 雄 君

今の件数とは関係ない。それぞれの個別のケースでございます。

休学している子どもの親は、もちろん今、島におります。家庭の都合で引っ越しをなされたという家庭が2軒あるということで、この同じリンクしているということではございません。

○ 議長 島 袋 義 範 君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内 間 広 樹 議 員

ということは、もう在学して、学校に行っている子どもたちの親が2名、子どものところの引っ越したということですよ。だからこの助成支援事業の対象外になったということで、減額されているということですね。はい、わかりました。

あと休学している子どもたちが3名いらっしゃるというのを聞いて、私も子を持つ親として、少し心配という感じなんですけれども、途中で進路を変えることが悪いこととは思わないんですけれども、そのプライバシーの問題で、どこまで聞けるかは、難しいとは思いますが、どういった理由で休学しているのかということまで、調査というか、わかり得る範囲で、情報を収集して、あしたも卒業式があります。15の旅立ちで、目標である確かな学力と生きる力ということで送り出すので、そういったことに、そういう次の何といたしますか。子どもたちの支援、教育の中にそういうことが多く見込んでいただければと思います。舌足らずな聞き方になって済みませんけれども、答弁のほう、よろしくお願いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

休学のこと、いろいろと調査をしております。学校に合わない、それから中学校にいるころから、先生が迎えにあって、やっと初めて学校に来れるような状況の子もいまして、そういうこともあって、なかなか本島に出て、高校になじめなかったということもあります。そういうことで、一応は各学校の状況も調査しておりますし、北部地区については、学校訪問もして生徒の激励もしております。

郷友会の皆さんにも、声掛けのほうをしてもらえると、いろいろと対策をやっているところでありますけれども、中学校にいる間、できるだけこういうこともあるという前提で、島立ちの教育をさらに進めていけるように頑張っていきたいと思っております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議 員

42ページ、1073. の伊江島の村踊記録刊行事業についてであります。去った1月14日に、伊江村民俗芸能保存会40周年記念誌発刊祝賀会がありました。そのときに、聞き漏らしたかもしれませんが、これはいつごろに発刊、村民の皆さんに販売できるのか。

それと1冊あたりの価格、現時点で決まっていれば、教えていただきたい。以上、お伺します。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

記念誌につきましては、3月いっぱいでは増刷を予定しておりますので、4月からは販売を予定しております。金額のほうはまだ決定はしておりませんが、2,000円から3,000円ぐらいを今、範囲で検討を進めているところであります。

○ 議長 島袋義範君

進行します。12款公債費。〔「進行」の声あり〕

進行します。13款、諸支出金。〔「進行」の声あり〕

歳入、歳出、それぞれ一括して質疑を許します。聞き漏らしがありませんか。

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第10号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第5号）採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第10号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻16時10分)

再開します。 (再開時刻16時25分)

日程第19 議案第11号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第11号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、医療保健課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強 君

歳出1ページをお願いいたします。

1款1項1目診療所事務費133万1,000円の減額につきましては、2節給料から19節負担金補助金及び交付金において、それぞれ実績見込みによる減額補正でございます。うち7節の医師研修代替賃金397万4,000円の減額につきましては、4月から医師2名体制となり、代診の勤務日数減に伴うものでございます。12節役務費、コピーチャージ料につきましては、3万円の不足が見込めるための増額計上でございます。

2目透析センター事務費211万5,000円の減額につきましては、3節職員手当等から19節負担金補助金及び交付金まで、それぞれ実績見込みによる増減補正でございます。うちの12節役務費、コピーチャージ料につきましては、3万9,000円の不足が見込めるため、増額計上でございます。

次のページ、お願いします。2款1項2目透析センター医業費、11節、細節1 消耗品費314万円の増額でございますが、透析患者一人一人が安心、安全な透析を受けるための機器で、腎臓機能を持つ血液中の老廃物や過剰水分の除去を行う装置機器の変更と、水質浄化用のフィルター交換による増額でございます。細節10. 医薬材料費221万2,000円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

次のページ、3款1項1目予備費、補正額251万8,000円の増額補正につきましては、歳出予算相殺による計上でございます。以上で説明いたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳出一括して質疑を許します。1ページから3ページ。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

歳出1ページの1目診療所事務費のほうなんです、細節101. 医師研修代替賃金ですか。今回2名体制ということになるということなんです、先日その2.5名体制の話をしました、2名体制で十分という認識でしょうか。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強君

当初予算の計上時では、去年の体制ということで、阿部先生と非常勤の諸見先生の予算計上でした。今回4月から伊藤先生が就任したことによって、伊藤先生の今勤務している分を代替医師をもって去年は予算計上しておりましたので、今回につきましては、4月からそういった体制ができたということでの、これまで平成29年まで代診をしていた分の件数は日数が実績として少なくなりましたということによる減額です。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

ということは、これは平成29年度においては、そういう2.5名体制でいけるということですか。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強君

平成29年についても、現体制の医師2名の職員と1名の非常勤医師での体制で、医療体制を確認しております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第11号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りし

ます。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第11号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第12号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第12号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,885万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,409万4,000円と定めたいと思います。2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

それでは事項別明細書をもちまして、御説明いたします。

歳入1ページをお願いいたします。1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税156万8,000円の減額は、1節医療給付費分現年課税分で93万4,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分33万円の減、3節介護納付金分現年課税分30万4,000円の減は、年度途中において、退職被保険者から一般被保険者への移動に伴う減額でございます。4名の方が一般へ移動しております。

歳入2ページをお願いいたします。2款1項1目手数料3万円の減は、1節督促手数料1万5,000円の減、2節納税証明手数料1万5,000円の減額は、ともに実績による減額でございます。

歳入3ページ、3款1項2目療養給付費等負担金290万2,000円の計上は、1節細節1．療養給付費負担金433万円、細節4．後期高齢者支援金負担金424万7,000円の減、細節5．介護納付金負担金281万9,000円、3目高額医療費共同事業負担金72万2,000円の減額は、2目、3目ともに国からの決定通知に基づく減額でございます。

歳入4ページ、3款2項2目財政調整交付金2,081万1,000円の減額は、1節普通調整交付金で3,044万5,000円の減、2節特別調整交付金963万4,000円は、ともに国からの決定通知に基づく計上でございます。

歳入5ページ、4款1項1目療養給付費交付金414万9,000円の減額は、1節現年課税分で434万5,000円、過年度分で19万6,000円は、ともに社会保険、診療報酬支払基金からの通知に基づく計上でございます。

歳入6ページ、5款1項1目前期高齢者交付金320万3,000円の減額は、1節現年度課税分で同じく社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき計上してございます。

歳入7ページ、6款1項1目高額医療費共同事業負担金72万2,000円の減額は、県からの決定通知に基づく減額でございます。

歳入8ページ、7款1項1目高額医療費共同事業交付金105万3,000円、2目保険財政共同安定化事業交付金496万9,000円の減額は、沖縄県国保連合会からの決定通知に基づく計上でございます。

歳入9ページ、8款1項1目一般会計繰入金336万4,000円の計上は、細節1．保険税軽減分で77万6,000円の減、細節2．保険者支援分で414万円の計上でございます。国、県からの決定通知に基づく繰り入れで

ございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。歳出1ページ、1款1項1目一般管理費、11節需用費、12節役務費、13節委託料につきましては、実績見込みによる減額計上でございます。

歳出2ページ、1款3項1目運営協議会費5万円の減額は、1節報酬、9節旅費ともに、実績見込みによる減額でございます。

歳出3ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費1,200万円の計上は、年度末までに不足が見込まれますので、計上してございます。2目退職被保険者等療養給付費149万8,000円の減、4目退職被保険者等療養費3万2,000円の減、5目審査支払手数料16万2,000円の減額は、2目、4目、5目につきましては、実績見込みに伴う減額でございます。

歳出4ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費470万9,000円の計上は、年度末までに不足が見込まれますので、計上してございます。2目退職被保険者等高額療養費、補正額ゼロでございますが、財源補正をしております。3目一般被保険者高額介護合算療養費30万円の減、4目退職被保険者高額介護合算療養費2万円の減、3目、4目ともに実績見込みに伴う減額でございます。

歳出5ページ、3款1項1目後期高齢者支援金、補正額ゼロでございますが、財源補正をしております。

歳出6ページ、6款1項1目介護納付金も同じく補正額ゼロでございますが、財源補正をしております。

歳出7ページ、7款1項1目高額共同事業医療費拠出金288万8,000円の減、2目保険財政共同安定化事業拠出金1,365万7,000円の減は、ともに実績見込みによる減額でございます。

歳出8ページ、8款1項1目特定健康診査等事業費102万4,000円の減額は、8節報償費、11節需用費、12節役務費、19節負担金補助金及び交付金につきましては、実績見込みによる減額でございます。13節委託料67万9,000円の減額につきましては、集団健診と個別健診合わせまして790件を見込み計上してはいましたが、実績で665件となりましたので、差額分を減額してございます。

歳出9ページ、9款1項1目基金積立金1,627万4,000円の減。

歳出10ページ、13款1項1目予備費895万4,000円の減は、本補正予算を財源調整したく減額してございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入、款ごと質疑を許します。

1款、国民健康保険税。1ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

2款、使用料及び手数料。2ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

3款、国庫支出金。3ページ、4ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

4款、療養給付費交付金。5ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

5款、前期高齢者交付金。6ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

6款、県支出金。7ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

7款、共同事業交付金。8ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

8款、繰入金。9ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

歳入一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

歳出、款ごとに質疑を許します。

1款、総務費。1ページ、2ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

2款、保険給付費。3ページ、4ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

3款、後期高齢者支援金。5ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

6款、介護納付金。6ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

7款、共同事業拠出金。7ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

8款、保健事業費。8ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

9款、基金積立金。9ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

13款、予備費。10ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

歳入、歳出、一括して質疑を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

歳出の財源内訳について、全部そうですが、特に3ページ、国県支出金、地方債、それからその他、それから一般財源、特定財源の中に3つ分けられているんですが、その他については、どこからの収入ですか。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

特定財源の内訳ということでございますので、その他につきましては、一般会計からのその他繰入金等の財源が、その他の部分に内訳に該当しております。右隣の一般財源につきましては、これはあくまでも国保会計の中の一般財源ということでございますので、ひとつ御理解をよろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第12号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第12号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第13号 平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

議案第13号 平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,102万円と定めたいと思っております。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思っております。

詳細につきましては、住民課長から説明をさせたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

それでは事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。4款1項2目保険基盤安定繰入金44万4,000円の減額は、今年度の負担金決定に基づき減額をさせていただきます。

続きまして、歳出の1ページをお願いいたします。1款1項1目総務管理費8万1,000円の減額は、9節旅費、12節役務費、14節使用料及び賃借料の実績見込みによる減額でございます。

歳出2ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金44万4,000円の減額は、19節細節103. 保険基盤安定負担金の確定による減額でございます。

歳出3ページ、4款1項1目予備費8万1,000円の計上は、本補正予算を予算調整し、予備費へ充当いたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

歳入歳出、一括して質疑を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

歳出2ページについて、伺います。後期高齢者医療広域連合納付金について、我々、医療保険の中に医療分と介護分、それから後期高齢者医療保険支援分があるんですが、我々、村民が支払っている国保の中の後期高齢者医療保険支援分の金額がそのまま広域連合に納付されるんですか。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

「直接ですね、村から後期の広域連合への納付か」ということですが、そうではございませんで、国保でもよくあります。社会保険診療報酬支払基金という組織がございます。まずそちらのほうに納付をいたします。その支払基金とは、どういう組織かと申しますと、医療保険制度を円滑に運営するために設置された審査機関でありまして、社会保険診療報酬支払基金法に基づく、民間の法人団体でございます。主な業務は被用者保険分に係る診療報酬や審査支払業務、例えば質問にありました後期への負担金であります。退職医療、あとは介護保険に係る業務について、保険者拠出金の徴収あるいは市町村への交付を業務としている資金団体がございまして、そちらのほうに、まずは一旦は納付いたします。そちらのほうで精算といいますか、精査されまして、沖縄県の後期高齢者の広域連合への交付になると、そういうふうと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻16時50分)

再開します。

(再開時刻16時50分)

ほかに質疑ありませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

広域連合納付金6,604万6,000円というのは、国保税あるいは皆さん、国保に入っていない方々も負担していると思いますが、村内での税収と比べてどうですか。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

大変申しわけございません。国保税と比べてという質疑ですが、まだこの辺、私自身、税金と国保税と比

較してというのは、精査したことがなくて、しばらくお時間をいただきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

勘違いしていると思いますので、医療分と介護分を後期高齢者支援分がありますよね。国保に入っている人も、社会保険に入っている人も負担するはずです。村内で後期高齢者支援分、それから後期での税込と、連合に支払う納付金、これとの比較はどうですかということですよ。まだ意味、わかりませんか。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻16時52分)

再開します。

(再開時刻16時59分)

本日の会議時間は、議事日程の都合によりあらかじめ延長します。

休憩します。

(休憩時刻16時59分)

再開します。

(再開時刻17時02分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第13号 平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号 平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第14号 平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第14号 平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

第2条 予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいと思います。収益的収入11款船舶運航事業収益、既決予定額7億1,462万9,000円、補正予定額が3,632万9,000円、合計で7億5,095万8,000円に定めたいと思います。収益的支出、21款船舶運航事業費用、既決予定額7億1,462万9,000円、補正予定額も3,632万9,000円、計で7億5,095万8,000円と定めたいと思います。

第3条で、予算第5条に定めた経費を次のとおり補正する。事項の（1）職員給与費、既決予定額が2億1,252万4,000円、補正予定額が686万7,000円、計で2億1,939万1,000円と定めたいと思います。

詳細については、公営企業課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正 君

御説明いたします。3ページになります。収益的収入及び支出の収入であります。11款1項1目運輸収益

3,287万2,000円の増額になります。1節から4節まで、収益見込みを勘案をいたしまして、増減をしております。2項1目受取利息及び配当金、1節、2節ともに実績による計上でございます。4目委託金、県の決定通知によります増額でございます。5目雑収入これも実績による増額をいたしております。

次の4ページは支出です。21款1項1目船舶運航費1,825万3,000円の増額です。2節手当では、臨時便対応が多くございます。それに伴う休日勤務手当や食糧費でございます。5節賃金、これは臨時船員1名増によるものです。11節は備消耗品費、フェリー2船の整備にかかるものです。12節は修繕費ですけれども、フェリー2船独自の追加工事がありまして、それに対応すべく増額をしております。3目で一般管理費423万4,000円の増額です。2節の手当は休日勤務手当、それから児童手当であります。9節委託料、これは現在進めております、ぐすくの代船建造の建造委員会段階。それから伊江航路分科会を何回か持ちましたけど、それを取りまとめし、国への申請業務、代船建造申請、それから補助航路申請に係る委託をお願いをいたしまして、これは離島海運振興株式会社ですけれども、それに係る分でございます。12節で修繕費、これは港内の区画線敷設とまた事務所のもろもろ維持費に充てるものでございます。

4項予備費、その収支を調整いたしまして1,384万2,000円を計上いたしております。以上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

収益的収入及び収益的支出、一括して質疑を許します。3ページから5ページまで。

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

最後の議事になります。そして今回、船舶課長であります西江 正さんが多分、まだ新年度にはならないですけど、3月いっぱいという話を聞いておりますので、最後の補正の中で質疑させていただきたいと思っております。

4ページの、3目一般管理費の9節委託料の中で、これは今の説明で、沖縄県離島海運振興株式会社に委託をして、代船建造、今現在「ぐすく」の建造を行っているということでもあります。との西江課長等も御尽力いただきまして、本当にお疲れ様でした。今現在の状況、こういった状況になっているか、お伺します。

○ 議長 島袋 義範 君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正 君

現在の「ぐすく」の代船建造の進捗状況ということで理解をしております。発注が済みました。それから水槽試験が2回行いました。そういう流れの中で、当初、予定をしておりました設備、機器等、その配置をすべく設計図面が走り始めております。そういう流れの中で、来る30日には、起工式を予定をいたしております。村長が出席いたしますけれども、そういう流れの中で、また船の躯体もブロック発注、熊本ドックが受注はしておりますけれども、熊本ドック以外の造船所もこれは活用といいますか、リサーチをしながら、後期に間に合うような取り組みはされております。

村長のもろもろの答弁の中でも、「平成30年の3月就航をめどに」ということで、お答えをしているわけですけれども、進捗の状況、大きくは変わってきませんけれども、若干遅れて平成30年の7月1日、夏休みに向けての就航が一番正解かなと、今考えております。いずれにしても、1日も早く就航できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第14号 平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号 平成28年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻17時12分)